

シャンパーニュ大市，都市当局，在地住民：プロ ヴァンを中心にして

花田，洋一郎
西南学院大学経済学部：専任講師

<https://doi.org/10.15017/4369972>

出版情報：経済學研究. 65 (1/2), pp.53-79, 1998-08-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

シャンパーニュ大市，都市当局，在地住民

——プロヴァンを中心にして——¹⁾

花 田 洋 一 郎

はじめに

目まぐるしく移り変わる近年の世界経済動向に目を向けるとき、我々はそこに「市場」をめぐる様々な議論が湧出し、それに刺激されて対立と協調とが交錯している状況を容易に観察できる。一方では、欧州通貨統合問題、中国の社会主義市場経済・一国二制度といった国家の枠組を越えた「市場」問題、他方では価格破壊、規制緩和、大手証券・金融企業の倒産といった国内「市場」問題と、「市場」が投げかける諸問題は我々の実生活に深い関わりをもっていることは周知の事実である。こうした「市場」への関心の高まりは、社会経済史の分野でも例外ではなく、とりわけ近年の西欧中世史では、出自・階層の区別なく多様な人々が出会い、様々な活動を行う空間が至るところに存在したことが、そこでは聖俗諸権力が複雑に絡み合いつつも全体として経済的活力が溢れていたことが浮彫りにされ、さらにそうした空間で「市場」が果たす役割がとりわけ重要視されている²⁾。

我国学界における市場史が、とりわけ資本主義の形成・発展史の文脈において豊富な研究蓄積を誇っていることは周知のとおりであり³⁾、西欧中世の「市場」に関しても、欧米学界における長い伝統から学びつつ個別研究の蓄積が進んできている⁴⁾。その中でも特筆すべきは、森本芳樹氏を組織者とする都市＝農村関係研究会及びその論文集⁵⁾が、都市と農村とを結び付ける場として「市場」に注目して、精力的な取り組みを開始したことである。その後市場史研究会

3) この分野における研究蓄積については、とりあえず社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望－社会経済史学会創立四〇周年記念－』有斐閣、1976年、同編『社会経済史学の課題と展望－社会経済史学会創立五〇周年記念－』有斐閣、1984年、同編『社会経済史学の課題と展望－社会経済史学会創立六〇周年記念－』有斐閣、1992年を参照せよ。

4) 本稿末尾の文献目録に挙げていない我国における代表的な西欧中世市場研究として、小倉欣一「中世フランクフルトの大市」『東洋大学経済研究所研究報告』4、1979年、36-53頁/田北廣道「中世後期ラインラントの小都市チュルピヒにおける年市とその市場機能について－14・15世紀判告録の分析を中心に－(上)(下)」『福岡大学商学論叢』27-4・28-1、1983年、711-738頁・99-123頁/加藤哲実「中世交易地聖アイヴズと周辺の農村」『比較都市史研究』8-2、1989年、31-45頁/山田雅彦「中世フランドルの小都市メーセンの発展と年市」『比較都市史研究』9-2、1990年、13-27頁/勘坂純市「中世イングランドにおける市場開設権と領主層」『土地制度史学』140、1993年、17-35頁；同「13世紀イングランドにおける市場開設権と賦役・貨幣地代」『社会経済史学』60-4、1994年、1-32頁/近藤晃『市場経済の史的構造』未来社、1995年。

5) 森本芳樹編著『西欧中世における都市＝農村関係の研究』九州大学出版会、1988年。

1) 本稿は、1997年5月24日に九州産業大学で行われた第27回市場史研究会「共通テーマ：市場史研究の視角・II」における口頭報告を基にしている。

2) 我国の社会経済史、ことに西洋中世を対象とする研究での「市場」問題に対する関心の高まりについては、田北 [52] に簡潔に述べられている。

第19回大会で「前近代の市場と都市—西欧の場合—」⁶⁾が、社会経済史学会第65回大会共通論題で「市場史の射程」⁷⁾が相次いで設定されることにより、西欧中世における市場史を正面から論議する環境が整ってきている。そこでは西欧中世における「市場」を論じる切り口が様々に提示されているが、とりわけそれぞれ「地域」・「権力」・「社会統合」をキーワードとする丹下、山田、田北、三氏の業績(丹下 [54] ~ [57]/山田 [66] ~ [69]/田北 [51] [53])は、今後の研究にとって示唆に富んでいる。

ところで、市場史研究の新しい動向で重視されるのはいわゆる「制度」的観点であり、一定の時代的・地理的な枠内で生活している人間と市場との関係の追究である(磯谷 [47])。その主眼は、市場を「社会集団間の合意とルールに支えられた制度として捉える視点を提示」(田北 [52] 3) することであり、本稿もこれから発想して、プロヴァンを舞台にシャンパーニュ大市と都市当局及び在地住民との関係を具体的に検討したい。こうした観点から市場を捉える場合、まず把握すべきは市場参加者間で諸商品、とりわけ日用必需品、特に穀物やぶどう酒などの食糧と飲料が売買される実態であるが、本稿ではこの点を追究することは断念した。それは今回筆者が参照し得たプロヴァンに関する史料及び研究文献から、具体的な記述を殆ど見いだすことができなかつたからであり、この問題については他日を期したい。本稿の主眼はむしろ、大市という巨大な商業空間に対して、開催都市当局がどのように対応していたか、そして商品売

買のための市場参加以外に都市住民はどのように関与していたのかを分析することにあり、これは制度的観点からの市場分析に欠かせない視点の1つであろうと思われる。そして同時にそれが、シャンパーニュ大市研究の今後の活性化に寄与することを期待している。

シャンパーニュ大市 (Fairs of Champagne/foires de Champagne/Champagnemessen) は、R.H.ポーチエによれば、「中世経済の発展に最も寄与した諸制度の1つであり、北歐商人と地中海諸地方商人との定期的な出会いにリズムを与え、地域全体の飛躍の条件となった繊維工業の著しい発展を促し、そして近代経済を生み出す基となる国際的な両替・銀行業メカニズムの形成をもたらした」(Bautier [18] 153) とされる(本稿では都市を単位としてそこで開催される、期日が限定されている市場を年市と呼び、ラニィ Lagny, バル=シュル=オーブ Bar-sur-Aube, プロヴァン Provins, トロワ Troyes の4都市において順次開催される総計6つの年市からなるサイクル全体を大市と呼ぶ)。これまでの研究の多くが遠隔地取引の場としての大市を強調してきたため、シャンパーニュ大市については一般的に、西欧各地の商人が一堂に会し商取引を行う華やかな舞台というイメージが定着している。これに対して、本稿のように大市と開催都市当局及び在地住民との関係を解明しようとする、それを具体的に示す史料は限られていることを認めざるをえない。もちろん教会機関の文書集成やイタリア公証人文書などにはまだ開拓する余地が多く残されていると思われるが、その多くは未刊行史料で分析にはかなりの困難を伴う。しかしながら、筆者が主たる研究対象としているプロヴァンは、他の大市都市と比べて史料の伝来及び刊行に恵まれ(文献目

6) 『市場史研究』14, 1995年。成果として藤田 [58] 岡村 [50] 山田 [66] 森本 [59] を参照。

7) 「第65回大会特集号 共通論題《市場史の射程》」『社会経済史学』63-2, 1997年。

録 [1] ~ [10]), 都市と市場に関する研究文献が豊富であり (Mesqui [35] ~ [38]; Veissière [43] [44] など), 本稿の課題を分析するのに他の大市都市よりも有利である。そこで筆者は, こうした史料から, 年市と市当局及び住民との関係の具体的な解明に資するものを選んで検討してみた。こうして, 本稿での議論には, 史料に制約された部分性が強いことは否めない。従って利用する史料の性格を十分に認識しておく必要があるので, それぞれ異なる第2章と第3・4章について, 史料と各章の内容との対応関係を説明しておこう。

第2章では聖俗諸機関の市場関係の所有物件と権利とを検討するが, 利用する史料はそれぞれの機関に関する伝来史料を用いており, 必要と思われる場合に限り該当箇所ですばらしい説明を加えている。第3章で在地住民の不動産 (ことに家屋) の所有とその外来商人への賃貸を扱うが, ここでは一方でシャンパーニュ伯とその役人として年市行政の責任を負っている年市守護との文書と並んで, 市当局による非訟業務文書が素材となる。後者は子供の後見からの解放に伴う財産分与, 債務支払, 保証人の認定, 遺言執行などについて, 市当局が在地住民個人の法的行為を確認して記録したものだが, その際市当局は, 住民間で既に解決した問題について受動的に文書作成及び押印を行ったのではなく, むしろ場合に依じて住民間の利害調整に積極的に関与していたようである (例えば, 第3章の①の記録は, 適当な請負人が見いだせない場合には市政官がその役目を担うという, 市当局の積極的対応を示す典型である)。ところで, 非訟業務文書は, 13世紀後半から14世紀前半にかけてプロヴァン市当局において作成された文書集成 (Cartulaire [1]). その大半は Prou et

d'Auriac [9] に刊行⁸⁾) に, 市当局の権限に関する文書, 都市会計簿, 尋問調査及び判決などの裁判記録と共に収められている。そして, 市当局と年市との関係を分析する第4章では, この文書集成の内の都市会計簿と並んで, 再び非訟業務文書が扱われる。この文書集成にある市当局の権限に関する文書と都市会計簿は, 主として都市行・財政制度の分析のために使われてきたが (Chapin [28]; 花田 [71]), それ以外の文書はこれまで十分に分析されることはなかった。本稿ではここに収められた全ての記録の読み直しを通じて, そこに何らかの合意やルールを見いだすことに努め, そこから従来の大市研究で等閑視されてきた制度的観点からの市場史研究に寄与したいのである。

第1章 シャンパーニュ大市研究史と プロヴァン

シャンパーニュ大市は, その歴史的重要性故に19世紀以降多くの研究者が取り上げてきた。ここでその研究史を詳しく検討する余裕はないが⁹⁾, 大市の全体的検討としては, とりわけブルクロの大市そのものの研究 [22] とシャパンの

8) この文書集成については, とりあえず拙稿 [71] 56を参照。

9) シャンパーニュ大市の研究史については, 山田 [61] 35註 (1) を参照。なおここで紹介されている戦前の文献に, 次の4点を追加しておく。Le Galois d'Aubepierre, J., *Ce qu' on apprenait aux Foires de Troyes et de la Champagne au XIII^e siècle, suivi d'une Notice historique sur les Foires de la Champagne et de la Brie* (revue et augmentée par Assier, A.), Paris, 1858; Lalore, L'Abbé Ch., *Ce sont les coutumes des foires de Champagne, dans Annuaire de l'Aube*, 1888, 2^e partie, pp. 63-99; Pierre, M. J., *Notes sur les foires de Champagne et de Brie, dans Congrès archéologique de France, 69^e session, Troyes/Provins, 1902*, Paris/Caen, 1903, pp. 423-457; Laurent, H., *Droit des foires et droits urbains aux XIII^e et XIV^e siècles, dans Revue historique de droit français et étranger*, t. 11, 1932, pp. 660-710.

大市都市の研究 [28] が、基本文献として高く評価されている。これら古典的業績以降の仕事としては、まず1940年代～1950年代に R.H.ポーチエが、イタリア公証人文書の分析に基づいて社会経済的観点から大市商業の動態を明らかにしたこと ([13]～[17])、他方 M.ビュールが、12世紀初頭までに各地に簇生していた年市が12世紀前半を通じてシャンパーニュ伯の主導下に再編される過程を浮彫りにしたこと ([24] [25])¹⁰⁾、これら2人の業績を特筆すべきである。しかしその後の新しい知見は僅かである¹¹⁾。我国では教科書の記述は多々あるものの、専門的論文としては大黒[48] [49]と山田[60] [61]が見られるのみである。

次に大市開催都市（及びその市当局）と年市という視点からこの研究史を見ると、シャパンの書物が大市開催4都市をそれぞれ詳細に分析した仕事として現在でも最重要文献である。第二次大戦後の個別都市研究は、バル＝シュル＝オーブについて年市における商業活動の素描を行った Rubaud [40]、トロワ年市について経済活動の地誌的概観を行った Bibolet [20]、年市衰退後の14世紀におけるトロワ社会経済の1側

面を分析した Dubois [30] と、他の都市に関してはごく僅かである。これに対してプロヴァンについては、前述したように関連史料の伝来及び刊行に恵まれ、ここでの年市に関連する研究文献も豊富である上に、最近では Bautier [18] がイタリア公証人文書の分析から得た新知見を加えて、プロヴァン年市に関する情報の集積を試みていることから、プロヴァンは他の大市都市に比べて素材の点で非常に有利であると言える。

プロヴァンは、パリの南東約80キロに位置する現在人口1万2千人の小都市であるが、中世の建造物が数多く残されている観光都市として有名である。地誌的にも、[地図2]に見えるように高台区と下町区の2核構造を明確に示す中世都市の典型である。中世盛期に国際通貨として西欧全体にその名を馳せたプロヴァン貨、そして地域経済の発展を支え国際的名声も獲得していた毛織物工業は、中世プロヴァンの代名詞であるが、ここではシャンパーニュ大市開催都市としての側面に焦点を当てる。プロヴァンでは [表1] にあるように、5月と9月にシャンパーニュ大市サイクルを構成する2年市が開催され、さらにサン・マルタン年市が11月末から新年にかけて開催されていた。これに加えて、高台区西側のサン・ローラン礼拝堂周辺では毎週火曜日に週市が開かれていた。一般的にシャンパーニュ大市は10～11世紀に生まれ、12～13世紀に最盛期を迎え、13世紀後半から衰退局面に入り、15世紀にはその役目を完全に終えたとされているが¹²⁾、プロヴァン年市もそうした年

10) 6大市 (=大市) に組み込まれなかったシャンパーニュ地方小年市の機能については、Bur [26]、山田 [65] 及び Roger, J. M., Sur le transfert de la foire de la Madeleine de La Perthe à Plancy (1273-1276), dans *Études champenoises*, t. 1, 1974, pp. 120-125 を参照。

11) 戦後フランス学界における成果として Bautier と Bur の業績以外に、Naud, G., Le comte de Bar, client en foires de Champagne de 1322 à 1328, dans *Annales de l'Est*, 1967, pp. 217-251; Roger, J. M., Un brevet des foires de Champagne du XIV^e siècle, dans *Bibliothèque de l'École des chartes*, t. 141, 1983, pp. 117-121; Racine, P., De Lombardie en Champagne au XIII^e siècle, dans *Travaux de l'Académie nationale de Reims*, t. 164, 1985, pp. 69-85 があるが、どれも大市を正面から取り扱ったものではない。他方ドイツ学界における近年の成果として Thomas [41] [42] を参照。

12) Contamine, Ph., et al., *L'Économie médiévale*, Paris, 1993, pp. 250-251; Derville, A., *L'Économie française au Moyen Age*, Paris, 1995, p. 175.

[地図 1] シャンパーニュ大市とその周辺



《典拠》Carpentier, E., et Le Mené, M., *La France du XI^e au XV^e siècle. Population, société, économie*, Paris, 1996, p. 277.

[表 1] シャンパーニュ大市開催期間

開催都市	名称	開催期間
ラニイ	ラニイ年市	2/2~2/19
バル=シュル=オーブ	バル=シュル=オーブ年市	2/24-3/30~4/13-5/17
プロヴァン	5月年市	4/28-6/1~6/12-7/16
トロワ	サン・ジャン年市	7/9-7/15~8/26-9/2
プロヴァン	サン・タユール年市	9/14~11/1
トロワ	サン・レミ年市	11/2~12/20

《典拠》Chapin [28] 107 note 9.

代的消長を示している ([表 2])。

第2章 プロヴァンにおける聖俗諸機関

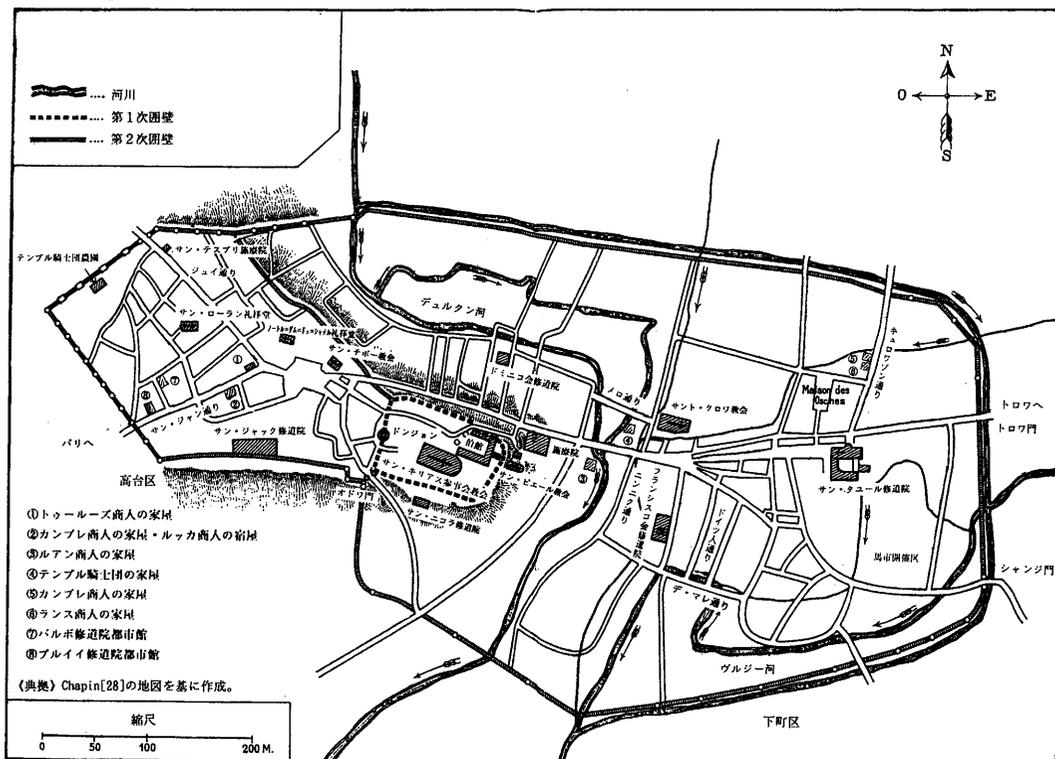
中世都市を自由で平等な市民共同体の牙城と

するイメージはもはや過去のものであり, 住民間には歴然とした階層差が存在し, 都市は様々な機関の権力が縦横に交錯する複雑な空間であった¹³⁾。そこで, ここではプロヴァンにおける主要な聖俗諸機関の市場関係の所有物件と権利

[表2] 中世におけるプロヴァン年市関係主要年表

年代	内容	典拠
11世紀末	領主エンゲヌルフスと伯, サン・タユール修道院への年市収入の寄進 (後のサン・タユール年市)	山田 [61] 39-40頁
1137年	サン・マルタン年市初出	Mesqui [35] 187.
1138-39年	サン・タユール年市初出	Godefroy [32] 122.
1141年	5月年市初出	Chapin [28] 38-39.
1153年	伯, サン・タユール修道院に年市の最初の7日間について都市全体の裁判権授与	ms. 92, fol. 232 r ^o
1164年	5月年市の境界確認; 市場開催区域内の都市住民の家屋賃賃料半分を伯へ譲渡	Mesqui [35] 189-190.
1174年頃	年市守護初出	Bourquetot [22] t. 2, 211.
1174~1180年	伯は流通税に基づく複数の定期金を教会諸機関に譲渡	Bautier [18] 159.
1180年頃	6年市サイクルの確立	Ibid., 159.
1214年	火曜市初出	Carrière [5] no 9, 48.
1230年	コミュニン文書: 下級裁判権請負料の5月年市での伯への支払いなど年市に関する複数の情報	Longnon [7] t. 2, 75-78.
1252年	伯, 両年市期間にプレヴォ事務施設の側に市当局事務施設の設置を許可; 外来商人への裁判権規定変更 (外来商人は市当局にも提訴可能。市当局の罰金取分20s.)	ms. 89, fol. 190r ^o -191r ^o
1268年	1252年文書の確認; 外来商人の裁判権, 実質的に市当局から伯へ; 但し, 罰金規定に大きな変更なし	ms. 89, fol. 191r ^o -193r ^o
1273年	大慣習法文書: 動・不動産税に代えて売上税を導入; シャンパーニュ大市で売却された毛織物の支払は全て年市決済, など; 毛織物工業に関する情報豊富	Longnon [7] t. 2, 78-80.
1284年	プロヴァンに関する諸特権の全てを王権が確認	ms. 92, fol. 266r ^o
1299年	プロヴァン年市改革文書: 5月年市の衰退状況に関する調査; 慣習・諸規定の遵守	Bourquetot [3] t. 2, 437-440.
1303年	年市諸慣習遵守を保証する王令	Bourquetot [22] t. 2, 304.
1312年	年市における食料品不正販売の防止措置を含む王令	Ibid., 304.
1315~1322年	シャンパーニュ大市改革計画記録	Ibid., 306-308.
1326年	年市における商品仲介税・売買税等一部の税を廃止する王令	Ibid., 308.
1327年	1326年文書の一部項目変更及び補完	Ibid., 308.
1331年	年市における諸慣習の遵守を規定する王令	Ibid., 308-9, note 4.
1344年	同上	Ibid., 309.
1345年	同上	Ibid., 309.
1349年	年市諸慣習の復活; 外来商人の滞在諸条件の変更; 年市守護を筆頭に年市関係役人の職務規定などの変更	Ibid., 309-310.
1352年	シャンパーニュ大市を通過しないフランスでの商取引をヴェネチア商人に許可する王令; 最後のイタリア人銀行家 (ピアチェンツァ出身), プロヴァンを離れる	Ibid., 310. Bautier [18] 173.
1353/1362年	大市セルジャンの諸特権確認 (1365年再確認)	Bourquetot [22] t. 2, 310.
1381年	年市における諸慣習の遵守を規定する王令	Ibid., 310.
1391/1409年	火曜市復興措置	Bourquetot [3] t. 2, 50, note 1.
14世紀末	年市諸特権と諸慣習の遵守を在地領主が約束; 年市裁判及び文書局の諸慣習・流儀・慣行に関する規定	ms. 92, fol. 419r ^o -446r ^o
15世紀	サン・マルタン年市の高台区から下町区への移設	Bourquetot [22] t. 1, 103-104.
1431年	プロヴァン住民にサン・チボ一年市とサン・マルタン年市をそれぞれ3日間ずつ認可する王令	Ibid., 104.
1451年	同上王令確認	Mesqui [35] 270
1467年	サン・マルタン年市がプロヴァンの3教区にて交互に開催	Bourquetot [22] t. 1, 104.

[地図 2] プロヴァンの高台区と下町区



を検討してゆきたい。参考のために [地図 2] には、各種宗教機関の他に、位置が特定できた外来商人の家屋や宿屋などを記している。

一. シャンパーニュ伯

シャンパーニュ伯は、11世紀後半以降伯領形成の一環として年市政策を精力的に行ったが¹³⁾、各年市開催都市に多くの権利をもっていた。12・13世紀を通じて伯は幾度もプロヴァンを訪

れ、高台区にある伯館に滞在しており、伯とプロヴァンの関係はトロワと同様に伯領形成初期から非常に密接であった。さてプロヴァンにおける伯の所有財産であるが、1276~1278年に作成されたとされる伯所有財産調査記録《*Extenta terrae comitatis Campaniae et Briae*》¹⁵⁾ に詳細に記載されているものを、[表 3] に列記した。この表から、伯が年市開催期・非開催期に関係なく、常時都市内流通・販売行為に深く関与していることが判明する。この表から、プロヴァンから得られる伯の収入は、3年市収入、伯所有財産収入(家屋・取引所・物売台賃貸料等)、そして慣習的賦課租(流通税など)が主であることが分かる。伯の大市総収入に関しては

13) この点を鋭く分析した業績として、Desportes, P., *Reims et les Rémois aux XIII^e et XIV^e siècles*, Paris, 1979.

14) シャンパーニュ伯領形成史については Bur [25] を参照。なお1284年に女伯ジャンヌは仏王フィリップ3世の息子フィリップ(4世)と結婚し、以後仏王が伯を兼任することになった。伯領が正式に王領に併合されたのは1361年である (Crubellier [29] 439)。

15) この記録は Longnon [7] t. 2, 68-75 に刊行され、Bénard [19] により解説されている。

[表3] プロヴァンにおけるシャンパーニュ伯の所有財産（調査記録記載順に史料文言を生かして整理。但し、伯が周辺村落に持つ権利は省略）

権利・物件	記載内容
塔（牢獄）	入獄者各自から入牢料2d. 保監料2d. 寝台賃料3d. を毎日徴収。年間100 lb. の価値を持つ。
裁判権	下級裁判権はプロヴァンのコミューンが年間250 lb. で請負。上級裁判権は伯が留保。罰金規定。
サン・タユール年市	下町区で開催。1000 lb. の価値を持つ。
サン・マルタン年市	高台区で開催（開催期間 11/30～1/1）。50 lb. の価値を持つ。
5月年市	高台区で開催。800 lb. の価値を持つ。
火曜市	高台区で開催。20 lb. の価値を持つ。伯は毛織物流通税を留保、利益は援助修道会と折半。
毛織物取引所（複数）	最も大きい取引所は定期金60 lb. を持つ。援助修道会と折半。
小売商人取引所	定期金10 lb. を持つ。援助修道会と折半。
倉庫	小売商人取引所の地下。100s. の価値。援助修道会と共有。
小取引所	以前は賃貸されず。現在年間100s. で賃貸。援助修道会と共有。
家屋	《ルアンの家》。援助修道会保有。毎年7 lb. をトロワのサン・テチエンヌ参事会教会に支払。それ以上は伯と援助修道会とが折半。
家屋	高台区サン・ジャン通り。《カンプレの家》。年市非開催期は価値なし。5月年市で6 lb. の価値、伯が留保。
Gaillardの家	サント・マリ教会の前。年市開催期及び非開催期を通じて賃貸。10 lb. の価値。
家屋	高台区 Filles Dieu 前、Colet de Naud の家。年間24s. の価値を持つ。
家屋	以前 Colet de Mayence の家。価値なし。
広場	高台区サン・チポー教会側。伯は年市非開催期には両替商用台6台だけ、年市期には全てを持ち、広場と併せて10 lb. で賃貸。
物売台2台	下町区サン・ローラン教会前。鞣し革販売。8s. で賃貸。
広場	両替商の広場の側。年間20s. の価値。
複数の広場	高台区。
小丘 (motte)	そこに建つ小屋と併せて28s. で賃貸。
家屋	その中に伯の倉庫がある。4 lb. で賃貸。
建物2棟	1つは16s. で賃貸。もう1つは Robert le Normand に終身賃貸。
肉屋取引所	高台区。年間70 lb. で賃貸。
パン焼きかまど	サン・ジャン門付近。倉庫が隣接。18 lb. の価値を持つ。伯の採石場がある大きな広場も隣接。
パン焼きかまど	高台区・下町区に約13。12～60 lb. で賃貸。Juerie のパン焼きかまどはパン売台と併せて賃貸。
倉庫2棟	下町区の家畜市場。多くの碾臼と道具を収納。
サン・タユール年市商業施設 (maison des Osches)	請負額は不明。年市非開催期に年間約50 lb. の価値を持つ。
靴屋の家	サン・タユール年市商業施設の側。年間40s. で請負。
靴屋の小家屋とプザンソン商人の家屋	デ・ダルヌの採草地と水車1基を加えて、8 lb. の価値を持つ。
プザンソン商人の家屋の下にある建物	14s. で賃貸。
建物	サン・タユール年市商業施設の入り口付近。20s. で賃貸。
家屋	通称ランス商人の大邸宅。40s. で請負。
家屋	通称ランス商人の小邸宅。40s. で請負。
家屋	キュロワソンの家屋。年市期だけ請負。年市非開催期には価値なし。
複数の家屋	カンプレ商人の家。年間15 lb. で賃貸、賃借人が維持。年市期には毛織物業者の取引所として使用。
家屋	大通り、サン・タユール給水場付近。6 lb. で賃貸。かつて鍛冶屋 Raoul のものであったこの家について、伯は60s. を定期金としてサント・マリ・デ・ヴォー教会に支払う。
建物	シャンジ門側。20s. で賃貸。
家屋	Piepejart 通り。ユダヤ人の家と呼ばれている。30s. で賃貸。
建物3棟	下町区の屠殺場側。Jean Cedard の部屋と呼ばれている。60s. で賃貸。

建物10棟	デュルタン橋の上。
菜園 2 箇所	サント・マリ・デュ・ヴァル教会の前。1つはサン・タユールぶどう圧搾場に隣接。もう1つは公道に隣接。25s.で賃貸。
家屋と広場	シャンジのパン焼きかまどの前。6s.の価値を持つ。
建物の半分	伯の水車の前。伯の持ち分は10s.で賃貸。
倉庫	ボルド門側。伯の建築資材を保管。
プロヴァンの肉屋は各自, 伯に毎年3s.の税を支払うべし。	
複数の肉屋物売台	伯に定期金として120 lb.支払。前述の肉屋税は総額19 lb.の収益。
肉屋の職人身分認可料として, 伯は該当者各自から10 lb.以上は受け取れない。	
ぶどう酒の流通税	樽1につき1スチエのぶどう酒を取る。半分はサン・マルタン村の人々のもの。
パン焼きかまど	60s.で賃貸。
家屋	Mathieu de Mescringes 殿のものであった。11d.で賃貸。
家屋 5 軒	Hue de la Noë と Louis Chançon の家。2軒は高台区, 3軒は下町区。各家屋から5d.。
土地	かつて Georges de Savigny のもので, Jean Calebace が保有。60s.の価値。
炭の流通税	炭1 ミュイにつき7d.徴収。
縮絨水車	各毛織物につき16d.徴収。
羊毛計量分銅	分銅用の石1箇につき1d.徴収。
羊毛流通税	この流通税の半分はテンプル騎士団が持つ。
プロヴァン市民は, 火曜市で購入した羊毛の流通税として羊毛計量分銅の石1箇につき1d.を負担。総額650 lb.。	
租税	ぶどう酒運搬税 1050 lb., 毛織物新税 2000 lb.
水車10基	小麦234ミュイ9スチエで賃貸。
その他水車 (複数)	小麦28スチエ~15ミュイの価値を持つ。他に大麦6~15ミュイの価値を持つ。
養魚地と葦・蘭草	年間100s.の価値。
ぶどう酒呼売税	呼売商から売却樽1につき1d.徴収。呼売商が60s.で請負。
年市非開催期の租税	ぶどう酒税 (無許可の家での販売について, 売却樽1につき1スチエ分の価値徴収)。麻織物流通税 (麻織物1反につき1/2d.徴収)。その他流通税 (皮革, チーズ, 油, 香油, 鋼, 鉄)。通年, 総額295 lb.
サン・キリアス参事会教会に授与した諸収入	(内訳の記載なし)
サント・マリ・デ・ヴォーの収入の半分を共有という形で授与。もう半分はサンス大司教が共有。	(内訳の記載なし)
プロヴァンのサン・ニコラ参事会教会の参事会員数が充足され次第, 収入の半分を共有という形で授与。もう半分はサンス大司教が共有。	(内訳の記載なし)
通過税	車道維持のために伯役人が徴収。

〔注記〕 lb. はリブラ, s. はソリドゥス, d. はデナリウスを指す。

〔典拠〕 Longnon [7] t. 2, 68-75 から, Bénard [19] を参照して作成。

厳密な計算は望めないまでも¹⁶⁾, 13世紀後半から14世紀中葉に関して伝来史料の網羅的検討を

通じてブルクロが得た数値を [表 4] にまとめている。そこから伯の大市総収入の約30%~40%を占めるというプロヴァン2年市の大きな地位が判明する。

16) シャンパーニュ伯財政については, Lefèvre[34]; Arbois de Jubainville [12] t. 4, 1864, 803-862 を参照。

ところで伯は, このように経済的に関与する

[表4] シャンパーニュ伯 (1284年以降はフランス王) の大市収入

年代	ラニィ	バル＝シュル ＝オーブ	プロヴァン 5月年市	トロワ サン・ジャン 年市	プロヴァン サン・タユール 年市	トロワ サン・レミ年市
1276～1278年		2000 lb	800 lb	1300 lb	1000 lb	700 lb
1285年		1680 lb	810 lb			
1287年				800 lb	925 lb	550 lb
1288年			990 lb	790 lb		480 lb
1296年	1813 lb7s6d	2140 lb13s5d	1925 lb12s1d	1375 lb18s1d	1554 lb	1386 lb 8s 4d
1298～1299年		1200 lb	640 lb	760 lb	100 lb	620 lb
1310年頃		700 lb	250 lb	300 lb	450 lb	60 lb
1320年				250 lb		290 lb
1323年		705 lb				
1340～1341年	360 lb	280 lb		180 lb	155 lb	177 lb10s

《典拠》 Bourquelot [22] t. 2, 199 より作成。

だけでなく年市行政・司法にも積極的に介入していることを見逃してはならない。伯の代理人として年市開催の陣頭指揮を執ったのは年市守護《garde de foire》であり、彼は配下に年市書記、守護代理、印璽係、セルジャン、年市公証人など様々な役人を従え、商業活動を規制・指導し、安全護送《sauf-conduit》制度を通じて商人・商品の安全に万全を期し、商業施設の管理の徹底、治安維持、裁判実施・判決執行、年市参加者間で取り交わされた契約書の作成・押印を担っていた。そして時には伯会計簿の監査や徴税も担当していた (Bourquelot [22] t. 2, 210-252)。このような年市専門の役人の他に、一般の伯役人も年市運営に参加していた。しかし、上級伯役人であるバイイが司法面で部分的に関与するだけであったのに加えて、プレヴォ職が1230年にプロヴァン市当局の請負になったことから、プレヴォは伯役人ではあっても実質的に市当局と伯とのパイプ役を果たす職務となり、それも裁判実務面での関与が主であった¹⁷⁾。

二. サン・キリアス参事会教会
伯によって1030年頃に高台区に創建されたサ

ン・キリアス参事会教会は、5月年市及びサン・マルタン年市開催区域に最も近い場所に立地し、これら2年市とサン・タユール年市に対して多くの権利を有していた。伝来史料から判明する限りで、外来商人(例えば、トゥールーズ、オーリャック、リモージュ商人等)へ高台区・下町区に持つ複数家屋の賃貸、肉屋・パン屋・小売商の物売台に対する税、さらにプロヴァン3年市最初の7日間のパン流通税及びぶどう酒税の全体、ぶどう酒を運んだ4輪荷車の車輪税、家畜・農産物・果物・麻織物に対する流通税などである (Veissière [10] 58-59, 86-87, 114-115, 156, 211)。他にトロワ商人が高台区に持つ取引所からも利益を得ていた (Bourquelot [3] t. 1, 416-417 note 2)。穀物計量税の権利も持っていたが、後述するようにこれはプロヴァン内外の複数宗教機関が分割所有していた (Ibid., 259-261)。

17) 大市に関与する様々な役人とその職務は、Bourquelot [22] t. 2, 206-273; Chapin [28] 125-134。なおトロワでもプレヴォ職は同じく1230年に、トロワ市当局の請負制となっていた (Ibid., 165)。

三. サン・タユール修道院

下町区発展の中核を担った1048年創建のサン・タユール修道院について、まず特徴的なのは、この修道院に年市最初の7日間（即ち9月14日から9月21日まで）の上級・下級裁判権が伯から与えられている点である。この特権は1153年に伯アンリ1世により賦与され（Ibid., t. 2, 380-382）、翌年確認されたのを皮切りに革命まで維持されたとされる。修道院長は修道院の一室で裁判を行ったとされ、この裁判は費用が安く迅速に処理されたことから、多くの訴訟提起者たちが殺到したと言われる（Bourquelot [22] t. 2, 258）。この7日間に年市へ向けた諸商品が持ち込まれ、通りの清掃や施設の点検などが一斉に行われており、その期間は年市守護に代わって修道院関係者が総責任者として運営に当たり、後述するように市当局もこれに協力していたと思われる。サン・タユール修道院がもつ年市関係の権利としては他に、年市最初の7日間の売上税徴収権¹⁸⁾、穀物計量税《minage》、穀物計量秤の独占権、菓子¹⁹⁾の流通税の半分など、そしてルアン商人とシャロン毛織物商人への家屋賃貸が分かっている¹⁹⁾。

四. テンプル騎士団

1193年にプロヴァン下町区に定着したテンプ

ル騎士団は、14世紀初頭に王権の解散命令を受け財産を没収されるまでは、都市内の至るところに多くの権利を持ち、とりわけ年市・週市は大きな収入源であった。下町区に水車数基、パン焼きかまどと家屋を複数所有し、独自にぶどう栽培を行いぶどう酒を年市で販売していた。年市・週市諸収入として、最も収益性が高かった羊毛流通税の半分を始めとして、肉屋用家畜・皮革・糸・麻織物・二輪荷車・刃物・クッションなどの流通税、羊毛計量分銅使用料、6日分の穀物計量税、物売台・店舗賃貸料があり、サン・タユール年市商業施設《maison des Osches》²⁰⁾の一部も所有していた。また高台区と下町区とにそれぞれ羊毛計量施設を所有し、1171年には石造家屋1軒とその付属建物を獲得し、そこで複数の商人が1年を通じて取引できる自由と併せて、伯の確認を得ていた²¹⁾。

五. 施療院

プロヴァンには2つの施療院が存在していた。まず1050年頃伯チボー1世により創建されたプロヴァン施療院は、家屋200軒以上、その他の複数の建物²²⁾及び複数の物売台に対する貢租徴収権を保持していたことが1250～1280年間に作成されたとされるサンス台帳（Morlet et Mulon [8]）から判明する。また5月年市とサン・タユール年市においてオーセール産ぶどう酒などの搬入税、流通税、通過税などを持ち

18) この期間に売られたあらゆる種類の商品それぞれに対して7デナリウスが徴収されたようだが、詳細は不明である（Godefroy [32] 84）。

19) Ibid., 29-48; Chapin [28] 45-46, 116-7; Bourquelot [22] t. 2, 203. サン・タユール修道院北側には《maison des Osches》と呼ばれる商品売買施設の集合体があり（[地図2] 参照）、そこがサン・タユール年市の中央市場として機能していた。ここで人々は売買を行い、年市守護等の役人もここに事務所を構え、公共分銅もここに保管されていた（Ibid., 16）。

20) この施設については前註（19）参照。

21) Carrière [5] 序 82-88, 108-9; Bourquelot [22] t. 2, 203, 306, Chapin [28] 65-70, 154, 200.

22) 史料では《camera, chambre》と記載。家屋に隣接もしくは付属した、しばしば煙突を備えた店舗あるいは作業場のような簡易建造物、または店舗設置地を指すと考えられている（Pichon [39] 69; Veissière [10] 122-3）。本稿では便宜的に建物としておく。

(Kus[33]), 小売商人の取引所及び地下の倉庫からの収入を伯と折半し, 所有家屋の一部に毛織物取引所を設置して, 年市非開催期における販売場所をそこに強制し, その収入も伯と折半していた (Chapin [28] 55, 68)。もう1つのサン・テスプリ施療院は, 高台区西のジュイ門近くにあったとされ, プロヴァン施療院が收容しきれない巡礼者・貧困者・老人・子供などを受け入れるために, 1160年以降に伯アンリ1世により創建された。権利としては, プロヴァンで販売された麻織物の流通税の半分が重要だったが, 12世紀末以降サン・キリアス参事会教会との間に係争が生じ, 1202年にサン・キリアス側が勝訴し獲得したので, これ以降は喪失してしまう。また5月年市とサン・マルタン年市からの収入を持ち, その他に多くの家屋を持っていたようであるが, 詳細は分からない (Veissière [10] [43])。

六. サン・ジャック修道院

高台区南に立地していた1157年創建のサン・ジャック修道院は, 高台区のサン・ジャン通り, ジュイ通り, 下町区のドイツ人通り, キュロワゾン通り, ニンク通りなど主要な通りに少なくとも40軒以上の家屋 (主に外来商人に賃貸), そして建物, 小屋, 広場, 倉庫などを持ち, とりわけ5月年市とサン・マルタン年市に深く関与していた (Pichon [39])。

七. 托鉢修道会

プロヴァンには2つの托鉢修道会が存在していた。まずフランシスコ修道士が1227年頃に下町区に定着して, 1248年までに修道院を創建するが, 伝来する1314・15年の貢租台帳 (Housset [6]) に, 多くの家屋, 建物, 倉庫などに対す

る地代徴収権が記載されている。他に穀物計量税の一部, ぶどう酒運搬税などを持っていた²³⁾。他方ドミニコ修道士は, 1248年に同じく下町区に定着し, 1269年に伯チボー5世により修道院が創建されたが, 財産や権利については不明である。

八. その他

以上の他にもいくつかの宗教機関がプロヴァンに存在するが, それらが持つ権利については不明である。また俗人が個人として市場関係の権利を持っているケースもいくつか見られるが, それほど重要ではないのでここでは触れない²⁴⁾。これらに対してプロヴァンの周辺に立地する宗教施設がプロヴァンに持つ物件については, 言及が必要である。ノートル・ダム・デュ・ヴァル参事会教会 (1190年頃創建。プロヴァンのトロワ門から約100メートル) はデュルタン川沿いに毛織物染色施設1棟などを所有していた (Chapin [28] 54-55)。シトー会のジュイ修道院 (1124年創建。プロヴァンの北西12キロ) は, 高台区に修道院経済活動の都市出張所である都市館 (Garrigou-Grandchamp et Mesqui [31]) と, サン・タユール年市でのぶどう酒流通税の一部を保持していた (Bourquelot [22] t. 2, 187, note 9)。同じくシトー会のプレイイ修道院 (1118年創建。南西18キロ) とバルボ修道院 (1147年創建。南西40キロ) も, 高台区に都市館を構えていた (Chapin [28] 38, note 26)。さらにトロワのサン・テチエンヌ参事会教会と

23) Bourquelot [22] t. 1, 260, t. 2, 203, note 9。フランシスコ会修道院の不動産獲得については Cailleux [27] 285-286 を参照。

24) これら俗人の多くは伯の家臣もしくは伯と密接な関係にある貴族であり, 伯から封として市場関係の権利 (特に税) を授与されていた (Bourquelot [22] t. 2, 183-185)。

サン・ジャン参事会教会など, 他の大市都市の宗教機関もプロヴァンに様々な権利を持っていた²⁵⁾。なおプロヴァン市当局は, 年市に対していかなる権利も, それに関する物件も所有しておらず, 物質的な利害関係を持っていなかったと考えられる。

以上, 聖俗諸機関がプロヴァン内にもつ財産と権利を概観してきたが, 年市開催都市におけるこれらの錯綜は, 主として流通税など市場関係諸税の分割 (その多くは伯からの譲渡と思われる) と, 家屋・商業施設を主とする不動産の分散的所有が中心的理由をなしていた。こうした諸権利から得られる収益は殆どの機関にとって重要な収入源となっていたようで, 各機関は収入を増やすために家屋などの不動産投資に積極的に参与し, 時に権利をめぐる紛争を抱えながらも²⁶⁾, 全体としてスムーズに都市化を推し進める役割を果たしたと考えられる。なぜなら聖俗諸機関は獲得した不動産をプロヴァン住民に賃貸するだけでなく, 商取引のために年市に来訪したトロワなど年市都市からの商人を始め, 西欧諸都市・地方の商人団²⁷⁾に賃貸・譲渡し, 不動産の運用に積極的に努め, 外来商人の定着化を促進したと考えられるからである。ところ

でもそも市場関係権利とは無縁だったプロヴァン住民も, 多くの物件を所有して, 賃貸していたようであり, これが次章の対象となる。

第3章 プロヴァン住民と外来商人

中世都市における外来商人の宿泊については, フランス学界における研究として, とりわけ南仏を主たる舞台とする Ph.ヴォルフ, N.クレらの業績があり, 示唆的な研究が蓄積されつつあるが²⁸⁾, 最近の我国学界でも山本, 岩井, 藤井, 岡村氏によって西欧各地に関する個別研究が発表されている²⁹⁾。これらはいずれも, 市場活動の根幹を支える外来商人=異人の歓待という人的交流に着目している³⁰⁾。ところでシャンパーニュ大市開催都市における外来商人の宿泊につ

25) とりあえず Bautier [18] 158-159; Bourquelot [22] t. 2, 183 を参照。

26) 例えば前述のプロヴァンで売却された布の流通税の半分をめぐるサン・キリアス参事会教会とサン・テスプリ施療院との争いがそうである (Veissière [10] 113-114)。

27) 大市都市商人は別の大市諸都市に専用の取引所と宿泊用家屋を持っていた (Bourquelot [22] t. 2, 3-29)。例えばプロヴァン商人はトロワに取引所を, パルに家屋と宿屋をもっていた (Bourquelot [3] t. 1, 416-417)。またランス, シャロンといったシャンパーニュ近隣諸都市の商人だけでなく, 南仏, イタリア, ネーデルラント, スペインなど諸都市・地方の商人も宿泊用の家屋や商品倉庫を, 多くの場合それぞれ高台区と下町区で賃借あるいは所有していた (Ibid., 403-428; Veissière [46] 87)。

28) Wolff, Ph., *Les hôtelleries toulousaines au Moyen Age*, dans *Bulletin philologique et historique*, 1961, pp. 189-205; Combes, J., *Hôteliers et hôtelleries de Montpellier à la fin du XIV^e et au XV^e siècle*, dans *Hommage à André Dupont*, Montpellier, 1974, pp. 55-81; Hayez, M., et A. M., *L'hôtellerie avignonnaise au XIV^e siècle: à propos de la succession de Siffrède Trolhon (1387)*, dans *Provence Historique*, t. 100, 1975, pp. 275-284; Coulet, N., *Les hôtelleries en France et en Italie au bas Moyen Age*, dans *L'homme et la route en Europe occidentale au Moyen Age et aux Temps modernes*, *Flaran* 2, 1982, pp. 181-205; Id., *Propriétaires et exploitants d'auberges dans la France du Midi au bas Moyen Age*, dans Peyer, H. C., (Hrsg.), *Gastfreundschaft, Taverne und Gasthaus im Mittelalter*, München, 1983, pp. 119-136.

29) 山本健「南ドイツの中世都市と外来者 (Gast) - フライジング市を中心に -」比較都市史研究会編『都市と共同体 (上)』名著出版, 1991年, 153-173頁; 藤井美男・岡村明美「西欧中世都市における商業組織の研究」同『西欧中世都市における商取引と外来商人』産業経営研究所報 (九州産業大学) 27, 1995年, 157-171頁/28, 1996年, 113-129頁; 岩井隆夫「市場村落・市場町・都市の形成」寺尾誠編著『都市と文明』ミネルヴァ書房, 1996年, 304-323頁。

30) H. C. パイヤー (岩井隆夫訳) 『異人歓待の歴史』ハーベスト社, 1997年及び山田雅彦「ヨーロッパにおける異人歓待と共同体型公共社会の歴史性」『市場史研究』17, 1997年, 82-92頁を参照。

いては、シャパンが詳細に検討して、4大都市それぞれについて興味深い事実を提示し、在地住民の多くが家屋賃貸を行っていたことを指摘しているが（[28] 105-120）、住民個人と外来商人との接触の実態が細かく叙述されているわけではない。また、トロワと比べてプロヴァンについての情報は決して豊富ではない。しかしプロヴァン市当局の作成による非訟業務記録の分析から、いくつか典型的な例を取り出すことができる。まずそこから住民の家屋所有状況を探ってみよう。

①1277年2月5日付の文書には、鍋釜工故ジュアンの幼子ジュアネ＝ロスレとジュアネ＝プチの相続財産がエシュヴァンのジュアン・サンシュに請負（すなわち子供が成人するまでの財産管理の代行）に出されたことが記載され、その内容に以下のものが列記されている。すなわち『彼らの父親鍋釜工ジュアンに属していた家屋（複）、菜園及び付属建物で、プロヴァンのデ・マレ通りにあると言われているもの・・・ドイツ人通りにあると言われており、アスティ人の家屋（複）とテンプル騎士団の家屋（複）との間にある家屋（複）、そしてシャンジ門にあるシャテル・ガイヤール [と呼ばれる堅固な建物] の側の家屋1軒・・・』《des mesons et dou pourpris, et des appartenances qui furent Jehan le meignien leur pere, assises en la rue des Marés a Prouvins, si com l'an dit... des mesons de la rue aus Alemanz, assises, si com l'en dit, entre les mesons qui furent aus Atisiens d'une part et les mesons dou Temple d'autre part, et d'une meson assise a Changi, delez Chatel- Gaillart...》（Prou et d'Auriac [9] 31。以下ページ数のみ）である。

②1290年9月9日付の文書には、ジョフロ

ワ・アニオの子供ペランとエストナンを彼の後見から解放し、次の相続物件を彼らに分与した旨が記されている。すなわち『ドイツ人通りがあり、ミロ・デ・レシエルの家とルニエ・アコールの家との間にある建物8棟の持分、同じ場所にある中庭付きの瓦屋根家屋1軒の彼の持分、同じく中庭の井戸とドイツ人通りの国王舗道との間にある家屋1軒の彼の持分、ジャック・ル・ノルマンの家とトマ・ル・ヴォドワの家との間の家屋1軒の彼の持分』《sa partie de VIII chambres qu'il a an la rue aus Alemanz, assises antre la meson Milau de Lechieres d'une part et la meson Renier Lacorre d'autre part ; it. sa partie d'une maison de tuile et d'une court qui siet en ce meimes leu, it. sa partie d'une meson qui siet antre le puis de ladite court et le pavement le roi de la rue aus Alemanz ; it. sa partie d'une chambre qui siet an la dite rue aus Alemans delez la meson Jaq. le Normant d'une part et la meson Tomas le Vaudois d'autre...》（126）である。

③1290年11月3日付の文書には、プロヴァンの西北西14キロにある村落ヴィ＝シャンパーニュのジュアネ・モリオが2人の息子ジャカンとコランを彼の後見から解放し、彼らに相続物件として『ヴィ＝シャンパーニュに彼が持つ家屋1軒・・・[高台区の] サン・ローラン [礼拝堂] 前の地下倉庫2箇所における宿泊 [もしくは荷物の収納] について持っていた利益・・・』《une meson qu'il avoit a Viez Champoingne... fruit qu'il avoit pour herbergié en II celiers devant Seint Lorant...》（125）を与えている。

④1303年2月3日付の文書では、エルヴァン・ド・ランスとその妻が、彼らの娘ジョアンヌを彼らの後見から解放しており、彼女の相続

財産として5月年市開催区近くの『オドワ門[地図2参照] 付近の家屋2軒』《II mesonz seant a la porte Houdoins》(189) を分与している。

⑤1309年6月20日付の文書では、床屋であった故ロジェの妻が彼女の息子ゴシェを後見から解放し、父親からの相続物件として『クレティアン・ロンバールとゴチエ・ブールという人物に属している下町区の馬市開催区にある建物4棟、そして同じくプルパンセと床屋ロランに属している家屋1軒の半分・・』《quatre chambres seanz en la foire aux chevauz, tenenz a Crestiein Lombart d'une part et d'autre part a Gautier Boole; it. la moitié d'une meson tenent a Pourpencée et d'autre part a Lorin le barbier. .》(210) を分与している。

これらの文言から、プロヴァン住民の中には家屋を複数所有していた者がかなりいたことは明白である。とりわけ③の文言は、周辺村落の住民ではあるが、地下倉庫2箇所を第3者に貸して、そこから利益を得ていた可能性を示唆しており、また⑤の『・・に属している』《tenenz a..》という表現は、おそらく長期賃貸を意味しており、住民の所有する不動産の利用方法が指示されている珍しい例である。またこれらの文書には、ドイツ商人が多く宿泊していたことが確実なドイツ人通り³¹⁾や、市場開催区近くに家屋を複数持つことが明示されていることから、文書において『彼(女)の家屋』《sa maison》と指示されている自宅以外は、おそらく外来商人への賃貸用であったろうと推測できる。但し複数の家屋を所有している住民全てがそうしていたというのではない。プロヴァン住民のおよ

そ半分は毛織物工業に従事していたとされ(Chapin [28] 61), 従って所有家屋を毛織物製造・保管のために使用していた可能性も高い。しかしここで挙げた例証で注目すべきは、こうした家屋所有に大商人や裕福な毛織物業者といった有力市民だけでなく、多様な職種の民衆もかかわっている点であり、例を挙げれば①の鍋釜工ジュアンや⑤の床屋ロジェがそうである。また③に見られるようなプロヴァンの周辺村落住民が都市内に不動産をもつケースも散見される³²⁾。さらにこうした不動産所有者の中には、年市期間だけに来訪することをやめて都市に定着し市民となった外来商人もいた。その典型は、1263年には既にプロヴァン市民となり、各種伯役人職を歴任する一方でエシュヴァンや市長の職務も経験し、最終的にはプロヴァン南部の村落Gouaixの領主となった、フィレンツェ出身のルニエ・アコール(②参照)であり、この人物はプロヴァンに少なくとも家屋25軒を持った他に、高台区と下町区にまたがって複数の店舗も所有し、それらの殆どを賃貸に出していた(Bourquelot [22], Verdier [47] [48])。

以上のように、住民による複数家屋の所有と外来商人への賃貸は、非訟業務文書の強く示唆するところであるが、これをさらに強調してくれる史料を、伯/年市守護文書に見いだすことができる。すなわち、まず伯アンリ1世の1164年文書は、「5月年市開催区域内にある全ての家屋の賃貸料の半分を、施療院の家屋を除いて」《medietas precii locationum omnium domorum que sunt in nundinis, . . . exceptis do-

31) 中世プロヴァンの通りに関しては、Lefèvre, E., *Les rues de Provins*, Provins, 1868 (Bruxelles, 1979)を参照。

32) 例えばプロヴァンの北々西約15キロにある村落Bannostのジュアン・セアン＝ピアンは、1292年にプロヴァンのメロ通り入口にある家屋の半分を息子に分与している(Prou et d'Auriac [9] 135)。

mibus Domus Dei》(Mesqui [35] no 5, 189), プロヴァン住民は伯に譲渡するという文言を含んでおり、住民も家屋賃貸から直接利益を得ていたことが判明する。次に1299年に年市守護が発給した年市改革文書(Bourquelot [3] t. 2, 437-440)からは、高台区と下町区との宿泊状況が、かなりの程度まで判明する。すなわちそこでは、5月年市における慣習に反して外来商人が5月年市開催区域外に商品等の搬入及び宿泊をしたため、それが特に下町区住民の利益となってしまう、そのために自分たちが不利益を被っているという、高台区住民の仏王に提起した訴えが発端とされている。そこで王は、高台区住民のためにこの悪弊を正し、従来の慣習を確認する措置を取るべく調査を行い、年市守護と国王役人の前で関係者の合意を得たという。この合意事項に則って、南仏のプロヴァンス及びラングドック商人団長とイタリア商人団長を始めとする外来商人は、5月年市期における高台区への商品搬入及び宿泊を定めた文書の規定を遵守すべきとされ、下町区の宿屋もそれに従うことを約束した。そして高台区住民も外来商人が宿泊する家屋の改善・維持に努め、そこで保管・販売される諸商品が劣悪な状態にならないように配慮することを約束したというのである。高台区の家屋老朽化などから、仏王はプロヴァン年市が衰退過程にあることを察知して改革に着手し、下町区住民もこの改革に合意したと考えられる。

本稿が扱う史料に限られているため、外来商人への家屋賃貸の実態にこれ以上迫ることは不可能であるが、これまでの検討からかなりの住民が複数の家屋を所有し、賃貸や宿泊業務を行い、外来商人と接触していた可能性はきわめて大きい。住民にとってそれは重要な収入源であ

り、彼らはこれを出来る限り保守しようとしていたであろうことは、前述の1299年文書において下町区住民が、全体の利益を優先して改革に同意したことからも推測できよう。

第 4 章 プロヴァン市当局と年市

一. プロヴァン都市会計簿に現れる年市関係の言及

都市会計簿から得られる年市関係の言及を整理したのが[史料 I]である。まず常時現れる項目として目立つのは、市当局による年市における借入及び返済、年市最初の3日間の照明と警備費用などであるが、中でも詳細に記載されているのは、賃借料を始めとしたロジュ(loges)に関する記載である。ロジュとは市当局による訴訟及び事務処理の施設で、5月年市のため高台区に1棟、サン・タユール年市のため下町区に1棟、それ以外にも常設の1棟と、全部で3棟が確認できる。場所と施設そのものを賃借していたが、1284年以降に言及のある常設ロジュが市庁舎の役割を果たし、それぞれの年市開催期には高台区ロジュと下町区ロジュとに常設ロジュからベンチを運んで、言わば年市出張所として設営をしていたと考えられる。また常時ロジュ内の清掃・美化に努め、ベンチの修理・更新をしたり、中庭、芝生、囲いなどの整備にも余念がなかった様子も会計簿から読み取れるが、これは市当局が年市と直接関係するこの施設とそこでの業務を重視していたことを示している。

次に注目されるのは、市当局の年市運営への関与を示す項目である。1283年・84年・87年・88年には、サン・タユール年市でサン・タユール修道院がもつ最初の7日間の自治的運営にブレヴォが関与し、その給与を市当局が負担して

[史料 I] プロヴァン都市会計簿に現れる年市 ([] 内は金額。[] をつけていないところは金額不明。lb.=リブラ, s.=ソリドゥス, d.=デナリウス:1 lb.=20s.=240d.)

会計年度	記載内容
1274	前年度ラニィ年市で借入 [400 lb.]; 5月年市で借入 [150 lb.]; ラニィ, パル年市で借入返済 [304 lb.]; トロワ年市で借入返済 [54 lb.10s.]; ロジュ賃借料 [18 lb.15s.]
1275	5月年市で借入 [300 lb.]; 外来商人の罰金に関するプレヴォの負債を代わりに支払 [10 lb.]; サン・タユール年市の7日間の罰金 [50s.]; 5月年市で請負料支払 [264 lb.10s.]; ロジュ賃借料 [25 lb.]
1276	ロジュ賃借料 [25 lb.]; 外来商人の罰金に関するプレヴォの負債を代わりに支払 [10 lb.]
1277	5月年市で借入 [60 lb.]; ロジュ賃借料 [25 lb.]; 外来商人の罰金に関するプレヴォの負債を代わりに支払 [10 lb.]
1278	5月年市で借入 [1100 lb.]; ロジュ賃借料 [25 lb.]
1279	ロジュ賃借料 [31 lb.]
1280	ロジュ賃借料 [24 lb.10s.]
1281	5月年市で借入 [420 lb.]; サン・タユール年市で借入 [260 lb.]
1282	5月年市で借入 [109 lb.]; 5月年市のロジュ賃借料 [50s.]; 5月年市以外でのロジュ賃借料 [10 lb.13s.3d.]
1283	ロジュ賃借料2年度分をゴチエ・ド・デュルタンに支払 [30 lb.9s.]; サン・タユール年市の諸経費支払 [24 s.]; 証人引受のためにプロヴァンに来た者のサン・タユール年市における支出の弁済 [64s.6d.]; 5月年市ロジュ賃借料 [40s.]; サン・キリアス参事会教会に場所代 [10s.]; 高台区にベンチ搬入 [12d.]; それを下町区へ搬出 [12d.]; ロジュ清掃 [5d.]; 下町区へロジュ移設 [3s.]; 5月年市3日間の松明代 [55s.]; サン・タユール年市ロジュ賃借料 [6 lb.]; ロジュ設営 [5s.]; ベンチ搬入出 [24d.]; サン・タユール年市3日間松明代 [33s.]; プレヴォのジュアン・レモンヘサン・タユール年市の7日間の給与支払 [11 lb.10s.]
1284	5月年市で借入 [100 lb.]; サン・タユール年市7日間についてプレヴォの負債を代わりに返済 [62s.6d.]; ロジュ通年賃借料 [16 lb.]; ロジュ賃借料 (5月年市 [55s.]・サン・タユール年市 [6 lb.7s.]); 5月年市とサン・タユール年市3日間の夜警照明費 [114s.3d.]; 3日間の警備費 [14s.]
1285	ロジュ賃借料 (5月年市 [57s.] / サン・タユール年市 [6 lb.5s.]); 年市最初の3日間の夜警照明費 (5月年市 [48s.] とサン・タユール年市 [66s.]); ロジュ通年賃借料 [16 lb.]
1286	外来商人の罰金の件で年市守護との交渉のために市長出張 [40s.]; 同様の件でパイイと仏王のもとへ市長出張 [38s./7 lb.16s.]; ロジュ賃借料; サン・タユール年市からパリに金銭を運んだ馬2頭の賃借料 [50s.]
1287	サン・タユール年市の7日間について入金 [4 lb.12s.6d.]; ロジュ賃借料
1288	外来商人の罰金返納 [160 lb.] サン・タユール年市で借入 [80 lb.10s.]; 1287年ラニィ年市で返済滞納分一部返済 [221 lb.]; ロジュとして借りたゴチエ・ド・デュルタンの家屋の賃借料半年分 [4 lb.5s.]; 5月年市ロジュ賃借料・ロジュ設営・ベンチ搬入・清掃 [55s.]; サン・タユール年市ロジュ賃借料 [6 lb.]; ロジュを柵で囲いベンチを搬入出 [7s.]; 両年市3日間の夜警照明費 [70s./60s.]; サン・タユール年市の7日間についてプレヴォに手当支払 [20s.]; 債務部: 返済金滞納分の内訳とラニィ・プロヴァン・トロワ年市での返済計画に関する記載
1289	ゴチエ・ド・デュルタンの家屋賃借料残り半年分 [75s.]; 5月年市で借入, トロワ夏年市で返済 [40 lb.]; ロジュ通年賃借料 [16 lb.]; 5月年市ロジュ賃借料 [40s.]; ロジュ設置場所代 [10s.]; ロジュ移設・ベンチ搬入 [5s.]; サン・タユール年市ロジュ賃借料 [6 lb.]; 囲いの設置及びベンチ搬入出 [5s.]; 両年市夜警照明費 [42s.6d./44s.]
1290	ロジュ通年賃借料 [16 lb.]; 5月年市ロジュ賃借料 [40s.]; ロジュ移設と清掃 [4s.]; ベンチ搬入出 [2s.]; サン・キリアス参事会教会に場所代 [10s.]; サン・タユール年市ロジュにベンチ搬入出 [6 lb.2s.]; 両年市

夜警照明費 [60s.3d./12s.]；債務部：ラニィ年市で債務の一部を返済すべき旨の記載

1291	ラニィ年市で借入金返済 [60 lb.]；5月年市ロジュ賃借料 [45s.]，場所代 [10s.]；サン・タユール年市ロジュ賃借料とベンチ搬入出 [6 lb.2s.]；両年市夜警照明費 [7 lb.10s.]；ロジュ通年賃借料 [16 lb.]
1292	ロジュ通年賃借料 [16 lb.]；5月年市ロジュ賃借料 [45s.]，移設とベンチ搬入出 [5s.]；場所代 [10s.]；サン・タユール年市ロジュ賃借料；ベンチ搬入出 [6 lb.2s.]；両年市夜警照明費 [6 lb.10s.]
1293	ラニィ年市で市長が借入金の一部を返済 [7 lb.14s.]；残額はバル年市で返済 [60s.]；年市書記にコミュニケーション文書の筆写手当支払 [30s.]；臨時ロジュ賃借料 [8 lb.]；ロジュ通年賃借料 [20 lb.]；5月年市ロジュ賃借料 [45s.] と場所代 [10s.]；サン・タユール年市ロジュ賃借料とベンチ搬入出 [6 lb.2s.]；両年市夜警照明費 [4 lb.6s./110s.]
1294	5月年市，サン・タユール年市のロジュ賃借料及び常設ロジュ賃借料 [21 lb.4s.]；両年市夜警照明費 [8 lb.16s.]；幟購入 [4 lb.8s.2d.]；5月年市において年市守護と交渉を行った都市相談役に手当 [65s.7d.]；ロジュの庭地の整備 [15s.6d.]
1295	バル年市で仏王へ醸金 [600 lb.]；5月年市で請負料支払 [224 lb.10s.]；年市開催期間中のロジュとそれ以外の期間のロジュの賃借料；両年市夜警照明費
1296	バル年市で仏王へ醸金 [600 lb.]；5月年市で請負料支払 [224 lb.10s.]；ロジュ整備 [23 lb.8s.9d.]；5月年市ロジュ賃借料 [45s.]；場所代 [10s.]；ベンチ搬入出；囲いの刈込 [5s.]；サン・タユール年市ロジュ賃借料とベンチ搬入出 [6 lb.3s.]；年市非開催期間中のロジュ賃借料 [22 lb.10s.]；両年市夜警照明費 [9 lb.4s.2d.]
1297	サン・タユール年市で借入 [400 lb.]（翌年のラニィ年市までに返済）；両年市夜警照明費；年市開催期のロジュと非開催期のロジュの賃借料
1298	サン・タユール年市で借入 [400 lb.]；ロジュ賃借料；年市開催期と非開催期の照明費
1299	5月年市で借入 [600 lb.] と返済 [180 lb.8s.]；ピアチェンツァの仲介人に5月年市における600 lb.の借入仲介手数料 [40s.] とこの件の確認書作成費 [32s.]；同じくサン・タユール年市で600 lb.の残額分の借入に関する仲介手数料 [20s.]；ロジュに関する雑費 [40s.]；5月年市のロジュ関係諸経費 [70s.]；5月年市3日間の松明代 [105s.]；サン・タユール年市ロジュ賃借料 [4 lb.]；サン・タユール年市の照明費 [6 lb.12s.6d.]
1300	5月年市で借入 [200 lb.]；ロジュ通年賃借料；両年市ロジュ賃借料と照明費及びベンチ搬入 [19 lb.10s.8d.]；年市守護へ贈与；ロジュの芝生の整備
1301	5月年市で借入 [400 lb.]
1302	ロジュ通年賃借料 [20 lb.]；両年市ロジュ賃借料と照明費及びベンチの搬入出
1303	記載なし
1304	5月年市ロジュ関係諸経費 [76s.]；サン・タユール年市ロジュ関係諸経費 [4 lb.9s.]；両年市照明費 [22 lb.] 年市非開催期における市当局用家屋の賃借料 [20 lb.]
1305	5月年市ロジュ賃借料 [4 lb.10s.]；サン・タユール年市ロジュ賃借料 [4 lb.6s.]；年市非開催期の都市事務所賃借料 [20 lb.]；照明費 [25 lb.]
1306	5月年市ロジュ賃借料 [6 lb.7s.]；場所代 [10s.]；ベンチ2台の搬入出 [6s.]；ロジュの囲い [3s.]；サン・タユール年市ロジュ賃借料 [4 lb.]；新品のベンチ2台の搬入出 [15s.]；都市事務所賃借料 [20 lb.]；照明費 [30 lb.10s.]
1307	5月年市ロジュ賃借料 [48s.]；場所代 [10s.]；ベンチ2台の搬入出 [6s.]；ロジュの囲い [3s.]；サン・タユール年市ロジュ賃借料 [4 lb.]；ベンチ1台購入 [10s.]；年市非開催期の都市事務所賃借料 [25 lb.]；照明費 [12 lb.]
1308	サン・タユール年市7日間の裁判から入金 [16s.]；5月年市の3日間に借入800 lb.（次のサン・タユール年

シャンパーニュ大市, 都市当局, 在地住民

市までに返済。利子100 lb.) ; 5 月年市ロジュ賃借料[78s.] ; 場所代[10s.] ; ベンチの搬入出[3s.] ; ロジュの囲い[3s.] ; サン・タユール年市ロジュ賃借料[4 lb.] ; ベンチ搬入出[2s.] ; 都市事務所賃借料[25 lb.] ; 照明費 [17 lb.16s.8d.] ; 5 月年市での借入返済のため年市守護に返済確認書の交付費用支払 [47s.6d.]

1309 5 月年市ロジュ賃借料 [60s.] ; 場所代 [10s.] ; ベンチの搬入出とロジュの囲い [6s.] ; サン・タユール年市ロジュ賃借料 [4 lb.] ; ベンチ搬入出と新品のベンチ購入 [12s.] ; 都市事務所賃借料 [25 lb.] ; 照明費 [19 lb.6s.6d.] ; ロジュの清掃と飾り付け及び庭地整備 [7 lb.]

1310 バル年市で借入 [210 lb.] ; 都市事務所賃借料 [25 lb.] ; 5 月年市ロジュ賃借料 [60s.] ; 場所代 [10s.] ; ベンチの搬入出とロジュの囲い [6s.] ; サン・タユール年市ロジュ賃借料 [4 lb.] ; ベンチ搬入出 [3s.] ; 照明費 [20 lb.11s.11d.]

1311 バル年市で借入 [200 lb.] ; 5 月年市で借入 [900 lb.] ; 年市守護に渡す文書の獲得のためにオルレアンに市政官出張 ; 年市守護が市民を投獄した件で市政官のバリ出張 ; 年市守護が牢獄で殺害した女性の件で市政官バリ出張 ; 市民を投獄した年市守護に対する文書の獲得のために市政官バリ出張 ; 年市商人に対する文書の獲得のために市政官オーセールへ出張 ; 都市事務所賃借料 [25 lb.] ; 5 月年市での借入証明書発行費 [78s.] ; 5 月年市ロジュ賃借料 [60s.] ; 場所代 [10s.] ; ベンチの搬入出とロジュの囲い [6s.] ; サン・タユール年市ロジュ賃借料 [4 lb.] ; ベンチ搬入出 [3s.] ; 照明費 [17 lb.2s.10d.]

1312 サン・タユール年市でオーセール司教に貸付 [150 lb.] ; 都市事務所賃借料 [25 lb.] ; 5 月年市ロジュ賃借料 [60s.] ; 場所代 [10s.] ; ベンチの搬入出とロジュの囲い [6s.] ; サン・タユール年市ロジュ賃借料とベンチ搬入出 [4 lb.3s.] ; 照明費 [22 lb.13s.]

1313 バル年市からサン・タユール年市までの 4 年市で借入返済 [46 lb.] ; 都市事務所賃借料 [25 lb.] ; 5 月年市ロジュ賃借料 [60s.] ; 場所代 [10s.] ; ベンチの搬入出とロジュの囲い [6s.] ; サン・タユール年市ロジュ賃借料とベンチ搬入出 [4 lb.3s.] ; 照明費 [19 lb.5s.] ; ロジュの格子製作と庭地整備 [25s.]

1314 借入345 lb. (翌年のバル年市までの 3 年市で完済) ; 借入返済45 lb. (翌年のバル年市までの 3 年市で完済) ; 2 年市で借入返済 [16 lb.] ; 年市守護の印璽付借入返済確認文書の作成費 [7s.7d.] ; 照明費 [16 lb.10s.] ; 5 月年市ロジュ賃借料 [60s.] ; 場所代 [10s.] ; ベンチの搬入出とロジュの囲い [6s.] ; 都市事務所賃借料 [25 lb.]

1315 5 月年市で借入300 lb. ; ピアチェンツァ商人への借入返済40 lb. (翌年のラニィ年市までに返済) ; 年市の楽器弾きへの手当と年市の警備 ; 照明費 [17 lb.10d.] ; 都市事務所賃借料 [25 lb.] ; 5 月年市ロジュ賃借料 [60s.] ; 場所代 [10s.] ; ベンチの搬入出とロジュの囲い [6s.] ; 5 月年市における借入仲介人に手数料 [40s.] ; 年市借入証明書の作成費 [29s.] ; ロジュの格子と裏の庭地の整備と土の撤去 [20s.9d.]

1316 欠落

1317 欠落

1318 欠落

1319 欠落

1320 年市守護が市民に与えた害について仏王に上訴すべく市政官バリなどに出張 ; 年市守護への贈与 ; 外来商人から徴収した罰金の取り扱いをめぐる紛争のために市政官出張 ; 照明費 [20 lb.] ; 5 月年市ロジュ賃借料 [55s.] ; 場所代 [10s.] ; サン・タユール年市ロジュ賃借料 [4 lb.] ; 両年市でのベンチ搬入出とロジュの囲い [9s.] ; 都市事務所賃借料 [20 lb.] ; 両年市における楽器弾きへの手当 (最初 3 日間の夕方) [30s./19s3d.]

1321 欠落

1322 欠落

1323 欠落

1324 債務部 : 半年分のロジュ賃借料として 10 lb. を施療院長に負う

1325 6 回の年市を通じて返済されるべき市長の負債 [42 lb.] ; ロジュの庭地整備・格子製作・梁用の木材搬入

[30s.] ; 5月年市ロジュ場所代 [60s.] ; ロジュの囲い整備 [15d.] ; ベンチと椅子を都市事務所からロジュへ搬入出 [2s.6d.] ; 5月年市の照明費 [9 lb.] ; 年市照明用の蠟燭売却 [4s.8d.] ; 警備隊所属の楽器弾きへの手当 [30s.] ; サン・タユール年市ロジュ賃借料 [50s.] ; ベンチを都市事務所からロジュへ搬入出 [3s.] ; サン・タユール年市照明費 [9 lb.9s.] ; 年市照明用の蠟燭売却 [4s.] ; 楽器弾きへの手当 [30s.] ; 債務部 : 都市事務所賃借料として10 lb.を施療院長に負う

1326	欠落
1327	5月年市ロジュの設営 [50s.] ; 5月年市ロジュ場所代 [10s.] ; ロジュの囲い整備 [18d.] ; ベンチと椅子をロジュへ搬入出 [3s.] ; 警備隊所属の楽器弾きへの手当 [25s.] ; サン・タユール年市ロジュをジュアン・クラランから賃借 [40s.] ; ベンチと椅子を都市事務所からロジュへ搬入出 [3s.6d.] ; 楽器弾きへの手当 [22s.6d.] ; ロジュの庭地と格子整備 [30s.] ; 市当局の訴訟で相談役を担った大市弁護士に手当 [60s.]
1328	ロジュの庭地と格子整備 [25s.] ; 5月年市ロジュ設営 [50s.] ; 5月年市ロジュの場所代 [10s.] ; ロジュの囲いの刈込 [16d.] ; ベンチと椅子をロジュへ搬入出 [3s.6d.] ; 5月年市とサン・タユール年市の年市書記が座る小型ベンチ購入 [6s.] ; 5月年市警備照明費 (松明10本購入) [15 lb.] ; 釘を100個購入してベンチの修理 [2s.6d.] ; 楽器弾きへの手当とぶどう酒 [36s.] ; 都市事務所賃借料 [20 lb.] ; ランタン・蠟燭購入 [7s.] ; サン・タユール年市ロジュ賃借料 [50s.] ; ベンチと椅子の搬入出 [3s.] ; 蠟燭購入 [15 lb.16s.10d.] ; 楽器弾きへの手当と夜警のセルジャンへぶどう酒提供 [38s.]
1329	記載なし
1330	債務部 : 今年度のロジュ賃借料として10 lb.を施療院長に負う
1331	記載なし
《典拠》 Prou et d'Auriac [9]	

いるのが見られる。また1283年以降は5月年市及びサン・タユール年市の最初の3日間について、夜間警備とそのため照明費用が計上されている。従って市当局が年市運営から完全に遮断されていたわけではない。4年度に限られるが、サン・タユール修道院による運営の期間にはこれに協力し³³⁾、また年市最初の3日間だけは夜間の治安維持に努めていた様子が窺える。その他に、1286年には外来商人の罰金についての年市守護との交渉、1311年と1320年には年市守護の暴挙について仏王への上訴のための出張、1320年には年市守護への贈与が見られる。前述した年市最初の3日間の夜間警備は、おそらく年市開催の準備で多忙なはずの年市守護への協

力であるから、こうした言及を通じて、市当局と年市守護との間の微妙な関係を垣間見ることができる。

重要な点は、会計簿を見る限り市当局が年市から流通税や不動産賃貸によって直接財源を得ることはなかったことである。借入及び返済を年市決済で行うという形で年市を大いに利用しているのは確かであるが、借入の大半は年内に返済している。むしろプロヴァン市当局は年市での出張所であるロジュの管理に細心の注意を払いながら、都市と周辺領域での下級裁判権保持者としての権威を年市期間にも維持すべく努力しているという姿が印象的である。

二. 非訟業務関係文書に現れる年市関係の言及

非訟業務関係文書から得られる年市に関する言及は、[史料II]に列挙して、関係箇所原文

33) [史料I] 1308年の項には、サン・タユール年市7日間の裁判からの入金記載がある。その詳細は不明で、しかもこの年度だけだが、これからこの頃まで修道院の年市運営に市当局が関与していた可能性は否定できない。

とその内容の要旨を載せているが、それぞれの項目で市長とエシュヴァンたちが法的に確認した内容を要約すると、次のようになる。①商品代金の年市決済②相続財産取分の年市での引き渡し③負債の年市決済④相続財産取分の年市での引き渡し⑤負債の年市決済⑥負債の年市決済⑦負債の年市決済⑧年市での借入⑨相続財産取分の年市での引き渡し⑩相続財産取分の年市での引き渡し⑪負債の年市決済⑫相続財産取分の年市での引き渡し⑬相続財産取分の年市での引き渡し。

これらから、非訟業務関係文書における年市に関する記述の殆どが、相続財産取分の年市での引き渡しと負債の年市決済についてであることが分かる。文書集成には様々な非訟業務関係文書が筆写されており、それらの総数は約1000を数えることから、全体的に見て年市に関する言及はきわめて僅かである。しかしこうした言及を見る限り、少なくとも住民も年市決済という大市の信用制度を利用していたことは明らかである。しかもより重要と思われるのは、市当局による住民間の問題解決の一手段として、年市決済が現れている点である。実際、[史料Ⅱ]に挙げているものと同様の問題を扱った他の多くの記載では、年市決済が言及されずに解決しているようであり、おそらく即時決済が金銭的に困難であるケースについて最終手段の1つとして年市決済を市当局は選び、それを当該住民に勧めたと考えられる。ただし、市当局がこうした手段をどこまで重視していたかの判断は微妙である。それは、市当局は負債の年市での返済を1325年までは行っており（[史料Ⅰ]の当該年度を見よ）、この時点でも年市決済を利用しているにも拘わらず、住民間の問題解決のためには、1314年以降は年市決済を利用していないか

らである。ところで1320年には、その債権者である靴工ジャカン・ド・プロから大市債務履行命令書《Lettre de foire》を盗んだ咎で、シモナン・ショベールが市当局により投獄・拘留されている（Prou et d'Auriac [9] 251）。市当局はシモナンを結局無罪放免するが、こうした年市の場合での市当局の実力行使は、本来の責任者である年市守護との間に微妙な関係を生じさせたに違いない。この辺りの事情は今後さらに検討してみたい。

ところで、非訟業務文書に外来商人と住民との商取引をめぐる争いは全く現れてこない。この点について触れた業績はまだないが、おそらく以下のような事情だったと思われる。すなわち、伯チボー4世発給の1252年文書（Chapin [28] 201-202, 292-295）によれば、外来商人がプロヴァン市民を訴えた場合、市長、年市守護、バイイの誰に訴えるかは、外来商人当事者の選択に委ねられていた。従って、上述のように年市守護など伯役人との対立を避けていたかに見える市当局³⁴⁾は、こうした訴訟に積極的に関わることはなかったと考えられる。

この章での分析をまとめると、財政面であれ非訟業務面であれプロヴァン市当局は年市そのものには深入りしない仕方で、おそらく年市守護など伯役人との衝突を回避しながら、むしろそれをバックアップする役目を果たしていたようである。そしてまさにそうした立場を守ること、市当局は年市の衰退に完全に巻き込まれることなく市政を維持しえたのである。この点は、かつて筆者がプロヴァンの都市財政を検討

34) 例えば[史料Ⅰ]1311年と1320年の項では、市政官が年市守護による市民の投獄と殺害について、仏王に訴えるべくパリなどに出張しているが、こうした例は特別な場合である（Prou et d'Auriac [9] 227-228, 253-254）。

[史料Ⅱ] 非訟業務文書に現れる年市 (lb.=リブラ, s.=ソリドゥス, d.=デナリウス)

年代	該当箇所の原文とその要旨
①1272	<p>チポー・ド・パノは、ポワシュ・ルが彼に売り、引き渡した毛織物の代金98 lb.を、ポワシュ、彼の兄弟とその仲間たちに、サン・タユール年市で支払わねばならない。</p> <p>《Tiebauz de Bannos vint par devant Jehan de Vilecran et requeut que il doit a Poiche Rous et a Doisi son frere et a ses compaignons IIIIxxXVIII lb. pour dras que cil Poiche Rous li a vanduz, bailliez et delivrez, a paier au paiement de la foire saint Ayoul prochienement a venir an l'an mil et CC et LXXII...》(典拠：Prou et d'Auriac [9] 3. 以下ページ数のみ)</p>
②1274.10.12	<p>ウデは、夫ジュアンの死により相続せねばならなくなった動産14 lb.から、彼の妻を解放。この14 lb.の内8 lb.は支払済で、残り6 lb.は5月年市で支払わねばならない。</p> <p>《Oudez, filz a la dame dou Four, vint par devant le maieur Mile le Pevrier et par devant les eschevins... et quita sa dame, fame mestre Jeh. d'Aucerre, des muebles qui li devoit escheoir de la mort de ce mestre Jeh. pour la reson de sa fame, fille de ce mestre Jeh., pour XIII lb. dom il se tint a paie de VIII lb., et VI lb. a paier en la foire de may...》(13)</p>
③1277.11.26	<p>せむしのジルベールはトマ・マクレルと大工アンセルに4 lb.を負い、5月年市で支払わねばならない。《Guileberz li bocuz vint par devant Morel de la loige et requeut qu'il devoit a Thomas Maquerel et a maistre Ansel le cherpentier IIII lb.a randre dedanz le paiement de may...》(37)</p>
④1279.2	<p>蠟燭工のマルグリットは前夫との間の息子と、彼の父親の動産全ての分割相続を行い、未払分の40 s.を彼女は、各年市で10s.ずつ完済するまで支払わねばならない。</p> <p>《Marguerite la chandeliere, fame Jehannet de Sens, foulon, vint par devant le maieur Guill. Pantecoste et partie des eschevins et fist part a Guillemet, fil de feu Jehan le Champenois, mariz, devant le dit Jehan de Sens, a la dite Marguerite, et fist part au dit anfant de touz les muebles de par son pere, a C s. de tournois et a I lit de plume forni de coute et de coussin et de IIII dras en lit, et I tapiz en pris de X s. pris et vandu; des quiex elle livra, par l'acort au maieur et par l'acort au amis dou dit Guillemet, a Perraut Saradin, de Foretoilles, qui enmena l'anfant, II vaiches qui furent prisiées XLs. et XXs. contanz et le lit forni atouz les IIII dras, et X s. por le tapiz et XL s. que il demoura a paier, que li diz Perrautz doit recevoir, et le doit paier la dite Marguerite a chascune foire Xs. tant que li dit XLs. soient paie, et li diz Perrautz s'en tanra a paie, et commencera la dite Marguerite a paier en la foire Saint Ayoul qui sera l'an LXXIX; et ne li puet demander li diz Perrautz que Xs. chascune foire des iqui en avant jusqu'a tant que cil XL s. soient paie》(42)</p>
⑤1285.3.4	<p>染色工ジュアンは森59アルパンについて285 lb.を負い、次のような3回払いで支払うことを認めた。すなわち完済となるまで1285年のサン・タユール年市にて100 lb., 翌年の同じ年市で100 lb., 翌々年の同じ年市で100 lb.を支払う。</p> <p>《Jehanz li tointuriers... quenut qu'il devoit au maieur Guill. le chapelier II cIIIxx et V lb. pour LIX arpenz de bois qui sieent, si com l'an dit, antre le bois Crolebarbe d'une part et les chans Ansel de Quinci d'autre, par tiex paies c'est a savoir au paiement de la seint Aoul l'an IIIIxxV, C lb., et an l'autre seint Ayoul ansivant C lb., et an chascune foire St Ayoul ansivant C lb. tant qu'il hoit tout parpaié》(56)</p>
⑥1287	<p>エマンジャール・ド・シは、ブランダン・ピゴンの息子に渡すべき9 lb.の保証人及びその引渡人となった。彼女はブランダン自身か彼の代理に各年市で6s.ずつ渡さねばならない。最初の支払を1287年のラニィ年市から始め、完済するまで行う。</p> <p>《Emenjarz de Chies... s'oblige a estre pleiges et randerrausse envers Blandin Bigon pour Perret som fil de IX lb. a randre VI s. chascune foire a ce Blandin ou a son commandement; et doit commencer la premiere paie au paiement de Langni l'an IIIIxx VII et de foire an foire tant que toute la dete soit paie》(113)</p>
⑦1288	<p>ジュアネ・ベシュは、フォントノワ主任司祭の書記ジャカンに40s.を負い、1289年のサン・タユール年市で完済することを彼に約束した。</p> <p>《Jehannez Bechuz, de Libouein, quenut... qu'il devoit XLs. a Jaquin, clerc au curé de Fontenoi, lesquiex il li promist a paier dedanz le paiement de la St Ayoul, l'an IIIIxx IX》(114)</p>
⑧1290.12.8	<p>ジャック・ド・ベルグは故アンリ・レコの娘にトゥール貨で62 lb.を負い、その内30 lb.は以前に受け取り、残り32 lb.は1290年のサン・タユール年市で受け取った。</p> <p>《Par devant Guill. de Saint Marcel, maieur... eschevins... vint Jaques de Bergues et quenut qu'il devoit LXII lb. de tournois a Edelinaute, fille feu Hanri Lesquot, desquiex LXII lb. il avoit receu XXX lb. des le tems que Gautiers de Durtein fu maires, et en la foire Saint Ayoul, l'an MCCIIIxx X, XXXII lb...》(129)</p>

⑨1294.12.5	<p>ルノー・アザール＝リ＝ジョーヌは、妻とその前夫との子供達に対して、その子達が父親から相続する動産としてトゥール貨で400 lb.を負う。その内260 lb.はジルとジャック [共にエシュヴァンで、ルノーの負債の一部を負担] がバル年市で渡すことを約束。ルノーはバル年市で残りの40 lb.を負う。</p> <p>《Com Renauz Hasarz li jeunes fust tenuz envers les anffanz de sa fame et de feu Perrin de France, som devancier, en IIII c lb. de tournois pour reson des meubles qu'il deuvent avoir a leur partie de par leur pere, Giles de Sanliz, et venuz par devant le maieur Jehan de Launoy, et promist a randre des deniers desus diz C lb. dedanz le paiement de Bar; et Jaques de Bergues vint aussins devant le maieur, et en promist a randre XIIIxx lb. des diz deniers dedanz ledit terme, et li diz Renauz Hasarz XL lb. qu'il devoit de remenant des diz deniers, dedanz ledit terme aussins; et quita li diz Renauz ledit Gile de Sanliz et ledit Jaques de Bergues des C lb. et des XIIIxx lb. . .》(147)</p>
⑩1296.3.5	<p>ジュアン・カンは故ピエール・ラビとマルグリットの2人の子供に、彼らの亡父からの動産相続分として40 lb.を負い、それを1296年のサン・タユール年市で支払わねばならない。同じく彼はその2人の子に、自分の子供を加えた3人で、彼らの亡母の故マルグリットからの動産相続分について、トゥール貨で40 lb.の分割を行い、それを1297年の5月年市で支払わねばならない。</p> <p>《Par devant Mengot Meireice, maieur... eschevins, vint Jeh. Quains, de Sourdu, et quenut que il devoit a Jehannin et a Perrin, anfans de feu Pierre Lapie et de Margerite, fille Felipe de Vodoi, pour les biens meubles de par feu Pierre Lapie leur pere, XL lb. a randre et a paier au paiement de la foire Sent Aou l'an MCCIIIxx et XVI. It. Jeh. Quains fit part a Jehannin et a Perrin desus dit, anfans de feu Pierre Lapie et de feu Margerite, fille Felipe de Vodoi, et a Tevenin, fil Jeh. Quain et fil de feu Margerite desus dite, de XL lb. de tournois a eus III ansamble, pour resson des biens meubles de par feu Margerite, fille Felipe de Vodoi, mere des anfans desus diz, a randre et a paier au paiement de la foire de mai l'an MCCIIIxx et XVII. . .》(156-7)</p>
⑪1296.3.31	<p>赤色染色工ピエール・モクレールは染色工ピエール・ド・シャロンの息子に33 lb.を負い、1297年のバル＝シュル＝オーブ年市で引き渡し、支払わねばならない。</p> <p>《Par devant Mengot Meireice, maieur... eschevins, vint an personne Pierre Mauclers, teinturiers de roige, et quenut que il devoit a Th. fil Pierre de Chaalons, teinturier, XXXIII lb. a randre et a paier au paiement de Bair seur Aube, l'an IIIIxx et XVII. . .》(158)</p>
⑫1309.1.7	<p>ゴチエ・ド・デュルタンは3人の子供と、彼らの母親故ジャケートが、彼女の死亡時に持っていた1000 lb.について、彼女のために分割相続を行ったことを認め、1308年の年市で渡した。</p> <p>《Par devant vous, Pierre de Felegni, maire de commune de Provins, et les eschevins, vint en propre personne Gautiers de Durtain, bourgeois de Provins, et recognut que il avoit fait partie a ces anfans Raoulin, Jehannin et Denissant, pour lur part des meublez que lidiz Gautiers et feu Jaqueste sa fame, jadiz mere des diz anfans, avoient quant elle trespassa, parmi la somme de mil livrez de tournois petiz; et fu fais cis acors par l'asantement de Jehan de Launoy, pere de ladite Jaqueste, en la foire de l'an mil CCC et huit. . .》(210)</p>
⑬1314.6.14	<p>ジャック・ド・ベルグは故ジャック・ド・ヴェリの子供達に対して、市長たちの手中にある140 lb.の保証人、引渡人となり、次の期限内に支払わねばならない。すなわち次の5月年市で20 lb.、次のサン・タユール年市で60 lb.、1315年のサン・タユール年市で60 lb.。</p> <p>《Par devant Pierre de la Fontenelle, mayeur, ... eschevins, vint Jaques de Bergues, bourgeois de Provins, et s'establi ploiges, renderres et paierras principaux envers Colin, Lorant et Jaquin, enfanz de feu Jaque de Verve, en la main desdiz mayeurs et eschevins, de la somme de sept vinz livres tournois petiz, fort monnoie, a rendre et paier aux termes ci dessouz nommez, c' est assavoir, a ce paiement de may prochain a venir, vint livres tournois; au paiement de la foire Saint Ayoul après ensivant, sexante livres tournois; et au paiement de l'autre foire St Ayoul après ensivant, l'an III c et XV, sexante livres tournois, . . .》(208)</p>

する中で指摘した、次のような事実と合致する。すなわち、13世紀後半以降の年市衰退と都市経済衰弱により動揺をきたした市政運営を、市当局は上級権力との連携を密にすることで14世紀前半には再強化することに努めており(拙稿 [71])、その後15世紀中葉には、年市が完全

に破綻していたにも拘らず、活発な財政活動を再び見せていたのである(拙稿[72])。そしてこうした認識は、年市と都市経済との衰退の間に密接な関係を見るシャパン説(Chapin [28] 229)に修正を促すものである。

おわりに

通説からイメージされるシャンパーニュ大市は、12・13世紀においては外来商人同士が出会って様々な物資を交換する国際市場、そして13世紀後半から14世紀前半にかけては、商品取引市場から金融決済市場への転換というものである。ここでは、在地住民と市当局の姿が決して前面に出てくることはない³⁵⁾。こうした通説では無視されている在地住民と市当局の年市への参加と対応を、プロヴァンを舞台にして描くことが本稿の目的であった。都市内外の聖俗諸機関が年市に関係して持つ諸権利・物件の錯綜状況、在地住民による多くの不動産、とりわけ家屋の所有と外来商人への賃貸、そして住民による決済の場としての年市の利用、こうしたものが筆者が使用している史料から検出することのできた、プロヴァンと年市との関係であった。その中で市当局の役割は、総じて財政的に年市を利用することなく、また住民間の決済の場に年市を利用させることもそれほどなく、年市運営にも深く介入せずむしろそれを背後で支える、というものであった。まさに年市と適度な距離を置いた都市運営こそが、プロヴァンの特徴であった。年市が破綻する14世紀後半以降、シャンパーニュ大市都市の経済は総じて衰退を経験するが、プロヴァンは早期に復興し、15世紀には優良都市《ボンヌ・ヴィル *bonne ville*》として国王行・財政を支えて行くことになる³⁶⁾。こうしたプロヴァンの順調な復興は、年市最盛

期に培った都市運営のノウハウの賜物とも考えられるのではないだろうか。

最後に今後の課題を2つ挙げておきたい。まず本稿では本格的に分析することができなかったプロヴァン市立図書館所蔵マニユクリ92番[2]は、12世紀から14世紀までの年市運営を検討するうえで重要な記録を収めている。その中のいくつかはブルクロヤシャパンの分析対象とされ、一部は刊行されている(Bourquelot [22] t. 2,321-371)が、この記録に筆写された年市関係文書の本格的分析はいまだなされてはおらず、年市運営を見て行くうえで格好の素材を提供してくれると思われる。もう1つは、他の大市都市の中でもとりわけトロワの個別研究である。ここはプロヴァンと同様年市を2つ持ち、年市最盛期に大きく発展し、しかもラニィとバル＝シュル＝オーブと比べて、年市破綻に伴う都市経済衰退からの復興が比較的早かった都市である。しかし、市当局の年市への態度が、13世紀中葉でのコミューン廃止に伴って、コミューンを長く維持していったプロヴァンとは大きく異なっていた³⁷⁾と思われ、その検討はプロヴァンとの比較においてきわめて重要であろう。こうした課題に取り組むことで、国際市場を持つ都市の在り方について興味深い知見を得ることが期待でき、それは市場と密接に結び付

36) 14・15世紀シャンパーニュ諸都市における行・財政制度の展開に関して、筆者は現在別稿を準備中である。プロヴァンについてはとりあえず拙稿[72]を参照。

37) 1242年のコミューン廃止以降、トロワは伯の直接市政運営を経験し、その後の自治的組織の再興も複雑な過程を辿ったことから、市当局の在り方そのものがプロヴァンとは違っていたと思われる。トロワ都市制度の展開は、Bibolet, Fr., *Le rôle de la guerre de Cent Ans dans le développement des libertés municipales à Troyes*, dans *Mémoires de la société académique de l'Aube*, t. 99, 1939-1942, pp. 295-320 及び Bibolet, Fr., et al., *Histoire de Troyes*, Troyes, 1997, pp. 27-139 を見よ。

35) フランス中世社会経済史に関する最新の仕事によるシャンパーニュ大市の叙述を見よ。Carpentier, E., et Le Mené, M., *La France du XI^e au XV^e siècle. Population, société, économie*, Paris, 1996, pp. 290-292.

いている現代社会に生きる我々にも、示唆深いものとなるのではなからうか。

《参考文献目録》

【未刊行史料】

[1] Cartulaire de la ville de Provins, manuscrit no. 89 (Bibliothèque municipale de Provins).

[2] Cartulaire de Provins composé par Michel Caillot, manuscrit no. 92 (Bibliothèque municipale de Provins).

【刊行史料】

[3] Bourquelot, F., *Histoire de Provins*, Paris/Provins, 1839-40.

[4] Id., Un scrutin au XIV^e siècle, dans *Mémoires de la société nationale des antiquaires de France*, vol. 21, 1852, pp. 455-499.

[5] Carrière, V., *Histoire et cartulaire des Templiers de Provins*, Paris, 1919.

[6] Housset, R., Le cens des Cordelières de Provins. Début du XIV^e siècle, dans *Bulletin de la Société d'Histoire et d'Archéologie de Provins*, 1939, pp. 1-124.

[7] Longnon, A., (éd.), *Documents relatifs au comté de Champagne et de Brie, 1172-1361*, Paris, t. 2: *Le domaine comtal*, 1904, t. 3: *Les comptes administratifs*, 1914.

[8] Morlet, M. Th., et Mulon, M., Le censier de l'Hôtel-Dieu de Provins, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t. 134, 1976, pp. 5-84.

[9] Prou, M., et d'Auriac, J., (ed.), *Actes et comptes de la commune de Provins de l'an 1271 à l'an 1330*, Provins, 1933.

[10] Veissière, M., *Une communauté canoniale au Moyen Age. Saint-Quriace de Provins (XI^e-XIII^e siècles)*, Provins, 1961.

【研究文献】

[11] Arbois de Jubainville, H. d., *Histoire de Bar-sur-Aube sous les comtes de Champagne: 1077-1284*, Paris/Troyes/Bar-sur-Aube, 1859.

[12] Id., *Histoire des ducs et des comtes de Champagne*, Paris, 7 vols, 1859-1869.

[13] Bautier, R. H., Les registres des foires de Champagne. A propos d'un feuillet récemment découvert, dans *Bulletin philologique et historique*, 1945, pp. 157-188.

[14] Id., Les principales étapes du développement des foires de Champagne, dans *Comptes-rendus de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, 1952, pp. 314-326.

[15] Id., Les foires de Champagne. Recherches sur une évolution historique, dans *Recueils de la Société Jean Bodin V: La Foire*, Bruxelles, 1953, pp. 97-147.

[16] Id., Les Tolomei de Sienna aux foires de Champagne d'après un compte-rendu de leurs opérations à la foire de mai de Provins en 1279, dans *Recueil de travaux offert à A. M. Clovis Brunel*, t. 1, 1955, pp. 106-129.

[17] Id., Les Foires de Champagne. Centre de l'Economie internationale au Moyen Age, dans *La Vie en Champagne*, no 47, 1957, pp. 4-10.

[18] Id., Provins et les foires de Champagne, dans Bardon, M., et al., (Etudes réunies par), *De l'histoire de la Brie à l'histoire des réformes. Mélanges offerts au chanoine Michel Veissière*, Paris, 1993, pp. 153-174.

[19] Bénard, P., Provins d'après un état des possessions des comtes de Champagne et de Brie (1276-1278), dans *Provins et sa région*, no 135, 1981, pp. 33-45.

[20] Bibolet, Fr., Le développement urbain des villes de Foires de Champagne au Moyen Age, dans *La Vie en Champagne*, no 47, 1957, pp. 11-17.

[21] Boisset, Cl., La fabrication des draps à Provins au Moyen Age, dans *Provins et sa région*, no 137, 1983, pp. 45-52.

[22] Bourquelot, F., *Etudes sur les foires de Champagne, sur la nature, l'étendue et les règles du commerce qui s'y faisait aux XII^e, XIII^e et XIV^e siècles*, 2 vols, Paris, 1865.

[23] Id., Renier Acorre, financier et grand propriétaire du treizième siècle, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 1867, pp. 64-81.

[24] Bur, M., Remarques sur les plus anciens documents concernant les foires de Champagne, dans *Les Villes. Contribution à l'étude de leur développement en fonction de l'évolution économique (Colloque d'octobre 1970 à Troyes)*, Reims, 1972, pp. 45-62.

[25] Id., *La formation du comté de Champagne, v. 950-v. 1150*, Nancy, 1977.

[26] Id., Note sur quelques petites foires de Champagne, dans *Studi in memoria di Federigo*

- Melis*, vol. 1, Naples, 1978, pp. 255-267.
- [27] Cailleaux, D., L'implantation des frères mineurs dans le diocèse de Sens au XIII^e siècle, dans *Etudes bourguignonnes. Actes du 109^e congrès national des sociétés savantes, Dijon, 1984, Section d'histoire médiévale et de philologie*, t. 2, Paris, 1987, pp. 263-302.
- [28] Chapin, E., *Les villes de foires de Champagne des origines au début du XIV^e siècle*, Paris, 1937.
- [29] Crubellier, (dir.), *Histoire de la Champagne*, Toulouse, 1975 (1988).
- [30] Dubois, H., Troyes, cité d'accueil au XIV^e siècle : Français et Italiens, dans Guilbert, S., (dir.), *La Champagne, terre d'accueil de l'Antiquité à nos jours*, Nancy, 1994, pp. 111-118.
- [31] Garrigou-Grandchamp, P., et Mesqui, J., *Atlas historique des villes de France. Provins*, Paris, 1991.
- [32] Godefroy, J., L'Histoire du prieuré Saint Ayoul de Provins et le récit des miracles du saint, dans *Revue Mabillon*, 1937, avril-juin, pp. 94-107; 1938, janvier-mars, pp. 29-48; avril-juin, pp. 84-98; juillet-septembre, pp. 112-125.
- [33] Kus, M. Ch., Les possessions *intra muros* de l'Hôtel-Dieu de Provins au XIII^e siècle (résumé), dans *Provins et sa région*, no 130, 1976, pp. 59-62.
- [34] Lefèvre, E., Les finances de la Champagne aux XIII^e et XIV^e siècles, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t. 19, 1857, pp. 409-447; t. 20, 1858, pp. 40-80.
- [35] Mesqui, J., *Provins. La fortification d'une ville au Moyen Age*, Paris, 1979.
- [36] Id., Notes sur la topographie de Provins à l'époque des foires, dans *Provins et sa région*, no 135, 1981, pp. 47-54.
- [37] Id., Le territoire de Provins du XII^e au XVI^e siècle, dans *Provins et sa région*, no 141, 1987, pp. 87-102.
- [38] Id., Quelques aspects de l'expansion urbaine dans la ville basse de Provins aux XII^e et XIII^e siècles, dans *Provins et sa région*, no 143, 1989, pp. 35-46.
- [39] Pichon, A., L'abbaye Saint-Jacques de Provins (1157-1350), dans *Provins et sa région*, no 146, 1992, pp. 65-74.
- [40] Rubaud, R., Bar-sur-Aube au temps des foires, dans *Mélanges d'Archéologie et d'Histoire médiévales dans l'Aube*, no 2, Hors-Série, 1985, pp. 65-103.
- [41] Thomas, H., Beiträge zur Geschichte der Champagne-Messen im 14. Jahrhundert, in *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 64-4, 1977, SS. 433-467.
- [42] Id., Die Champagnemessen, in Koch, R., (hrsg.), *Brücke zwischen den Völkern. Zur Geschichte der Frankfurter Messe*, 3Bde, Bd. 1: *Frankfurt in Messenetz Europas. Erträge der Forschung*, Frankfurt am Main, 1991, SS. 13-36.
- [43] Veissière, M., L'Hôpital provinois du Saint-Esprit, dans *Bulletin philologique et historique*, 1961 (1963), pp. 581-606.
- [44] Id., (dir.), *Histoire de Provins et de sa région*, Toulouse, 1988.
- [45] Verdier, P., La construction d'une seigneurie dans la Champagne du XIII^e siècle: Renier Acorre, seigneur de Gouaix (1257-1289), dans *Actes du 117^e congrès national des sociétés savantes, Clermont-Ferrand, 1992*, Paris, 1993, pp. 99-110.
- [46] Ead., Renier Acorre, bourgeois de Provins, seigneur de Gouaix au XIII^e siècle, dans *Provins et sa région*, no 147, 1993, pp. 79-83.
- [47] 磯谷明德「コメントー経済学からー」『社会経済史学』63-2, 1997年, 101-110頁。
- [48] 大黒俊二「シャンパーニュの大市, その成立過程と内部組織ー序説的概観ー」『待兼山論叢』13, 1979年, 25-47頁。
- [49] 大黒俊二「中世南北商業とシャンパーニュの大市ー主としてジェノヴァの公証人文書よりみたるー」『西洋史学』119, 1981年, 21-43頁。
- [50] 岡村明美「封建社会における都市・市民・市場ーニオールの市場移転に関する1通の嘆願状をめぐってー」『市場史研究』14, 1995年, 29-40頁。
- [51] 田北廣道「中世後期の「経済構造の転換」: 中心地システムの確立」同著『中世後期ライン地方のツンフト「地域類型」の可能性ー経済システム・社会集団・制度ー』九州大学出版会, 1997年, 65-112頁。
- [52] 田北廣道「問題提起」『社会経済史学』63-2, 1997年, 1-9頁。
- [53] 田北廣道「中世後期ケルン空間における経済・社会・制度ー社会統合論としての「市場史」研究に向けてー」『社会経済史学』63-2, 1997年, 56-80

- 頁。
- [54] 丹下栄「市場アクターとしてのカロリング期教会組織—近年の動向から—」『市場史研究』16, 1996年, 132-138頁。
- [55] 丹下栄「西欧中世初期における「地域」をめぐる—ムーズ地方を例とした予備的検討—」『西洋史学論集』34号, 1996年, 107-113頁。
- [56] 丹下栄「西欧中世初期における市場の地位—カロリング期パリ地方を中心として—」『社会経済史学』63-2, 1997年, 10-31頁。
- [57] 丹下栄「カロリング時代の市場と地域—パリ地方を事例として—」『比較都市史研究』16-2, 1997年, 21-32頁。
- [58] 藤田裕邦「中世初期東フランクの都市と市場」『市場史研究』14, 1995年, 3-15頁。
- [59] 森本芳樹「市場史研究の現状と方向—西欧前近代市場の検討から—」『市場史研究』14, 1995年, 58-61頁。
- [60] 山田雅彦「中世都市トロワの発展と地域流通」『西洋史学論集』21, 1984年, 17-36頁。
- [61] 山田雅彦「シャンパーニュの初期年市をめぐる諸問題」『西洋史学』136, 1985年, 34-53頁。
- [62] 山田雅彦「西欧中世都市の起源と年市—A・ロンパール=ジュルダンの最近の業績をめぐる—」『市場史研究』2, 1986年, 81-93頁。
- [63] 山田雅彦「13世紀初頭の流通税表に見るサンスの流通構造—シャンパーニュ大市近接地域における都市と農村—」森本芳樹編著『西欧中世における都市=農村関係の研究』九州大学出版会, 1988年, 261-309頁。
- [64] 山田雅彦「フランドル年市初期史の再構成に向けて—研究史とヘントの事例研究—」『市場史研究』6, 1989年, 1-20頁。
- [65] 山田雅彦「西欧中世市場論のための一覚書—メリー=シュル=セーヌの市場譲渡に関する1177年文書をめぐって—」『文学部論叢』(熊本大学)45, 1994年, 93-105頁。
- [66] 山田雅彦「封建期北フランスの市場・都市・農村—総合化の試み—」『市場史研究』14, 1995年, 16-28頁。
- [67] 山田雅彦「市と交易」江川温・服部良久編著『西欧中世史[中]』ミネルヴァ書房, 1995年, 151-173頁。
- [68] 山田雅彦「13世紀バポームの通過税—制度変容の社会史のための一試論—」『西洋史学論集』34, 1996年, 28-50頁。
- [69] 山田雅彦「中世中期における市場と権力—12世紀フランドル伯領を中心に—」『社会経済史学』63-2, 1997年, 32-55頁。
- [70] 花田洋一郎「フランス中世都市財政史研究の動向—1950年以降のフランス学界—」『史学雑誌』104-4, 1995年, 79-103頁。
- [71] 花田洋一郎「フランス中世都市の財政と『自治』—プロヴァンスの都市会計簿(1274年-1331年)を素材にして—」『社会経済史学』61-5, 1995年, 54-81頁。
- [72] 花田洋一郎「15世紀中葉プロヴァンス都市会計簿の分析—中世後期フランス都市財政の1例—」『経済論究』(九州大学大学院)94, 1996年, 435-458頁。
- 《追記》本稿作成に際して、ナンシー第2大学教授 M. ビュール氏より貴重な文献のコピーを送って戴いた。この場を借りて御礼申し上げる。
- 本稿脱稿後、シャンパーニュ大市の概説的研究として、Schönfelder, Al., *Handelsmessen und Kreditwirtschaft im Hochmittelalter-die Champagnemessen, Saarbrücken-Scheidt*, 1988 を入手したが、新しい知見は見当たらない。プロヴァンスの宗教諸機関に関しては、次の2文献を得たが、その成果を本稿に生かすことはできなかった。他日を期したい。
- Veissière, M., *La collégiale Notre-Dame du Val de Provins au Moyen Age (1193-1359)*, Provins, 1998/Colpart, L., *L'abbaye de Barbeau au Moyen Age, dans Paris et Ile-de-France. Mémoires*, t. 46, 1995, pp. 11-90.
- 《付記》本稿は平成九年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。
- [西南学院大学経済学部専任講師]